

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年9月10日（火）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 久保史睦君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	有村和浩君	子育て支援課長兼こどもセンター所長	村岡新一君
障害福祉課長	富吉有香君	保険年金課長	木原浩二君
健康増進課長	鮫島真奈美君	すこやか保健センター所長	種子島進矢君
子育て支援課主幹	小橋朋彦君	保険年金課主幹	越口潤一郎君
保険年金課主幹	豊田理津子君	障害福祉課主幹	石原智秋君
健康増進課健康づくり推進G長	赤水聡君	障害福祉課障害者自立支援G長	富永良君
子育て支援課子ども・子育てGサブリーダー	種子田真理子君	子育て支援課子ども・子育てG主事	久木野謙君
子育て支援課子ども・子育てG主事	森果奈美君		
DX推進課長	三善智弘君	DX推進課主幹	横山雅春君
DX推進課DX戦略G主任主事	有馬康平君		
市民課長	森知子君	市民課窓口G長	木原隆夫君
建築住宅課長	侍園賢二君	建築住宅課主幹	町田信彦君
建築住宅課建築第1G主査	村岸孝洋君		
教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
教育総務課主幹	山内太君	教育総務課主幹	迫則夫君
教育総務課教育施設G主査	松岡亮君	教育総務課主任技師	森藤秀太君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

総合子ども育成事業団体with 会長 平原裕子君
永吉大希君
橋口賢一郎君
島田麻也子君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第70号：霧島市国民健康保険条例の一部改正について

議案第72号：霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

議案第73号：請負契約の締結について（R6国分北小学校校舎（20号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

議案第74号：請負契約の締結について（R6隼人中学校校舎（19号棟ほか）長寿命化改良工事（建築））

議案第75号：鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

議案第79号：請負契約の締結について（R6（仮称）霧島市総合保健センター建設工事（建築））

陳情第6号：放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 9時00分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る9月3日及び9月6日日本委員会に付託されました議案6件及び陳情1件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

それではそのようにさせていただきます。まず、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について審査します。本日は陳情者である、総合子ども育成事業団体with、会長平原裕子様、橋口賢一郎様、永吉大希様、島田麻也子様、4名の方が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。はじめに陳情者の方から陳情内容、趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明をいただきます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えいただきます。御発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめご了承ください。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（平原裕子君）

本日はこのような会議を頂きましてありがとうございます。総合子ども育成事業団体with会長の平原裕子と申します。本日の同席者を紹介いたします。一般社団法人ゆとり学童クラブえがお代表理事、橋口賢一郎、特定非営利活動法人パレット&キャンバス代表理事、島田麻也子、くまさん株式会社代表取締役、永吉大希、以上4名です。今回、陳情提出に至りました経緯等につきまして、書面に記載してあります補足といたしまして、簡単ではございますが、趣旨説明させていただきます。放課後児童健全育成事業は、児童福祉法、昭和22年法律第164号（以下法という）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下学校という）に就学している子ども、特別支援学校の小学部の子どもも含む（以下同じ）であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、

授業の終了後（以下放課後という）に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び、生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。こちらは放課後児童クラブ運営指針解説書より抜粋しております。子育て環境は、社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、想像以上のスピードで変化していることを、日々の保育に係る仕事の中で実感しております。霧島市の放課後児童クラブの現状として、現在約2,500名が登録利用しています。一般的に利用が多いと言われている小学3年生までを推定すると、約6割から7割が登録していると推測されます。私見を交えた概算ではありますが、純粋に分析し、児童クラブの果たす役割は、子育て環境の一翼を担う大切な事業であることを私たちは常に認識し、運営に努めております。御存じのとおり、この事業は、全国的に需要が増す一方で、待機児童の課題もニュース等で散見しております。その要因として、人員不足や処遇改善の課題も理由の一つであると考えます。この課題については、以前より指摘されており、第9次地方分権一括法の改正に伴い、配置基準の参酌化が行われました。人員確保はもとより、保育の質の確保や専有面積など多くの課題に対する解決策としての条件緩和であったと私たちは理解、認識しております。実際、私たちが運営する児童クラブにおいても切実な課題であり、これらの理由から、今回の陳情提出に至りました。質の確保、また安心安全の確保は誰もが第一に優先する当然のことです。その上で、国が参酌したことは、全国的に同じような課題が可視化され、子どもの居場所を確保できなくなることに對しての危機感のあらわれだったと思います。令和4年度の時点の調査結果では、放課後児童クラブを実施している1,629自治体のうち64自治体が、職員配置に関し、参酌化し条例を改正しております。すぐに改善できないことは重々承知の上で、今回の陳情について、まずは現状を把握し、一緒に協議から始めるべきだということが第1の理由です。第2の理由は、運営体制や処遇改善について、過去に他団体より陳情や要望が上げられ、また霧島市議会においても意見書を提出していただき、とても感謝しております。しかしながら、抜本的な改善に至っていないように思われます。全ての児童クラブからの意見を集約し、安全を確保した条件緩和の方策について、課題と問題点を明確にしなければならないと考えます。第3の理由は、特別な支援が必要な児童への対応について、早急に教育委員会及び子育て支援課、障害福祉課を交えて3者協議を必要とする状況が増加傾向にあると思います。時代の変化を早く常に危機感を持ち続けていました。補助金等、詳しいことにつきましては、恐縮ではございますが、後ほど御質問頂ければと思います。特にやむを得ない事情により基準配置を満たすことができず、補助金返還等が生じた場合、状況次第では莫大な負債を抱えることとなります。常に廃業するリスクを抱え、運営を続けていると言っても過言ではありません。すぐに改善できなくとも、課題に向き合い話し合いや協議等できることを始めなければ、子どもの居場所を確保できなくなる可能性が年々高くなっております。最後になりますが、今回の陳情は、従う基準の遵守は十分に理解した上で、法と現実と乖離を強く感じ、提出させていただきました。現状の配置基準に係る運営上の課題、法の参酌化に伴う考え方の確認の上、持続可能な子育て環境の取組として協議検討、考慮していただきたいということが前提になっていることを理解頂ければ幸いです。以上、これでもよろしくお願いたします。

○委員長（松枝正浩君）

今、代表以外でお三方、御出席なされていますけれども、何か発言なされることございますか。特にございませつか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。ただいま陳情者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

まず、基本的なところでお伺いしたいのが、今そちらにいらっしゃっている今回、陳情を出された方々、ミルキーさんとかいらしていない方もいらっしゃいますけれども、全体でどのぐらいの学童の意見が今回取りまとまってここにこういう形になったのか、皆様方だけなのかというそこをまずお聴かせいただけますか。

○陳情者（島田麻也子君）

本日参加ができなかったトム・ソーヤさん、ミルキーさん、エイトさんという事業所も一緒になって、何回も協議を重ねてきた内容になります。

○委員（山口仁美君）

普段から話合いをしてこられているということなんですけれども、これ、今ここに名前が連なっている以外の学童さんの情報とか状況というのは、ヒアリングされたりとか、お声掛けされたりということはありませんか。

○陳情者（島田麻也子君）

霧島市の学童連絡会の会長の方と、15団体そこの連絡会のほうには所属されているクラブさんがあるんですけれども、こちらの陳情内容を、今回このようなことで考えているという話を行いまして、会長さんも同意ということでお話を伺っております。[21ページに追加発言あり]

○委員（山口仁美君）

すいません、連続で申し訳ないんですけれども、陳情内容が6項目ございます。この中身を具体的にもう少し知りたいなと思っております。例えば、現場の声を反映させさせた運営補助金拡充の検討という文言があるんですけれども、具体的に、現場の声をどのように反映させるのかという、具体的なその反映の内容ってどんなことを想定してこの文章が入ったのかという、背景とか、ここを変えてほしいとか、何かその具体的ところがもう少し見えると検討しやすいんですけれどもいかがでしょうか。

○陳情者（平原裕子君）

現場の声を反映させた運営補助金拡充の検討及びというところだと思われるんですけれども、そちらのほうは、今、現状、先生たちが、職員が、やはりこの子育て世代ということもありまして、子どもたちを見ながら本当に頑張ってくださっているんですけれども、人員配置をしたときに、どうしてもお休みいただけない。1人かけると運営が成り立っていかないという状況がただ今現状にあります。そして、本当に、私もそうだったんですけれども、やはり子育て世代の若い先生たちというか、30代、40代の先生たちは自分の子育てをしながらの保育になります。そして、休みをとりたくても取れない。本当に子育てをしながら、そして保護者の方々の子どもを預かりながら、自分の子どもはほったらかしになっているという現状があるのではないかという声もすごくあって、なかなかこの現状を取りまとめていくという状況がとても難しくなっていると思います。そして高齢化も進んでいますし、なかなかこの人員配置できないという状況もあり

ます。本当に、賃金を上げてくださいという声もありますし、こндаけやっているのになかなか補助金も上がらない、お給料も上がらない、処遇改善はどうなってるんだという声もすごくあります。今、ほかのところを見たとしても、なかなかこの賃金というのが拡充できていないのが、児童クラブの現状ではないかと思われております。昔、私もう20年ぐらいなんですけど、18年ぐらい学童をさせていただいているんですけども、なかなかその、10年前を見ると、もっと賃金って少なかったんだよとか、そういう話が出ますけど、やはり今、この世代で働いてもらう、福利厚生を拡充していかないといけないという中で、今の補助金では絶対に賄えないですし、新しい先生、そして質の高い保育をするという上で、やはり保育士さんだったりとかもですけども、支援員の資格を取っていただいて、その業務に携わっていただくということが、やはり賃金改善、必ずしていかないといけないところだと思うんですけども、霧島市、13年ぐらい前までは霧島市の単独の補助金が出てたんですよ。ですけども、今もう国と県しか頂いておりません。やはりそちらのほうも、霧島市で単独でどうか補助していただけたら、またその先生たちに係ってくる保育の支援をしていただければなと思います。よろしいでしょうか。

○副委員長（野村和人君）

委員長交代します。

○委員長（松枝正浩君）

それでは少しお聴きをしたいと思いますけれども、陳情書の中身の1から6まで今回こうあるわけですけども、3項目めの、国の運営規程及び運営補助金の等々ありまして、行政と放課後児童クラブの法の解釈に伴う見解を統一というふうにあるんですけども、この辺を少し御説明していただいてよろしいでしょうか。

○陳情者（橋口賢一郎君）

毎年2月ぐらいに子育て支援課の方々から次年度の事業説明会があるのですが、その中の内容が1週間前に送られてくるPDFの膨大な資料が送られてきます。令和4年度の事業所説明会の資料なんですけど、二つ、結構な量が送られてきて、この内容を確認してから事業所説明会に来てくださいと案内があります。私たちも現場で保育や業務をこなしているの、なかなか全部書類に目を通すことがやはり難しい現状となっています。子育て支援課の方々からは事業者説明会で重要な部分、変更になった部分を説明していただきますが、その内容が難しかったり分かりにくかったりする内容もあります。子育て支援課の方々に、もし守れなかった場合は、補助金の返納や監査など立ち入る場合がありますので気をつけてくださいと言われます。そのような説明を聴き、もう現場の事業者の自分たちは困惑、萎縮してしまっている状況かなと思います。後日、子育て支援課の窓口にご相談に行く事業所があるとお聴きするのですが、個別に対応した要件などは、ほかの事業所にはおいてこず、情報の共有化ができていません。また、子育て支援課の窓口の方々、市の職員の方々も日々こなさないといけない職務があると思うのですが、このような事業者からの個別の連絡や相談があると、日々の業務にすら支障が出ているのではないかと思います。こうならないためにも霧島市放課後児童健全育成事業を健全になおかつ円滑に進めていくためにも、国の運営規定及び霧島市の運営補助金の事業内容の大事な部分を明確化、マニュアル化し、行政と放課後児童クラブの法の解釈を伴う見解を統一の上、取り違いが起こらないよう

に情報共有を図ることが大事ではないかと思われま。実際、沖縄県の子育て支援課のところでは、市の運営内容を明確化してマニュアル化して、とても重要なところが分かりやすく書いてあるんです。そういうことをすることで、自分たちも助かりますし、市の職員の方々の日々の業務も大分削減できるのではないかなあと思うんです。これをお願いできたらなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

分かりました。先日、今日傍聴なさってますけれども、久保議員のほうで質問なされて、こういうものができているということも議員間の中でも共有ができたのかなと思っているところがあります。この3の部分につきましては、確認なんですけれども、今、説明会の前に、もっとこう膨大な資料が送られてくると。当然、国の流れの中から来るかもしれないんですけども、そのものを少し早く出していただきたいと。出していただきたいということに加えて、皆さんその中で理解をしていく時間が当然ないのかなというふうに私自身は思ったんですけどもそういう状況で、当然その説明会の中で、分からなかった部分というのは、先ほどありましたように個別に問合せをされると思うんです。当然、その個別に問合せたものの情報共有がないので、また同じようなことを多分聴かれていることもあるかもしれないということですよ。そうすると、やはり時間的にももったいないというところで、質問されていないところの全事業所に対してこの情報共有を図ってほしいというような認識でよろしいですか。確認になります。

○陳情者（橋口賢一郎君）

そういうことと、やはり重要な部分、人数配置とか職員の資格支援とかそういうところを返金とか、そういう監査の対象になるというところをもうちょっと詳しく書いていただければ、こっちとしても事業所サイドとしてもすごく動きやすいのかなと思いますので、そこら辺をもうちょっと明確化していただければ、年度を通してマニュアルが存在すれば、その上に変更があった分は、変更をしていくことができると思いますので、そういうふうにしていただければなと思います。

○副委員長（野村和人君）

委員長交代します。

○委員（宮田竜二君）

陳情書の件についてちょっと教えてほしいんですが、この陳情書6項目あって、1項目、4項目、6項目が協議をすることということになっているのですが、この協議というのは、先ほど平原会長のほうからの御説明で、3者協議ということがあったので、執行部、行政ですね、市役所側と市議会側、それと先生たち、この3者で協議をやってほしいという御要望という理解でよろしいでしょうか。

○陳情者（平原裕子君）

そのような形でお願いしたいと思います。

○委員（宮田竜二君）

3者協議ということで、特別にそういう協議会、協議をする場が必要だということなんですけれども、まずは、今まで児童クラブさんと市議会としては、議員と語り合いとかいうような意見

交換会みたいなのはやっていたのですけれども、行政側と児童クラブさんたちとの意見交換みたいなことはやられていたのでしょうか。

○陳情者（橋口賢一郎君）

年に1回、2月ぐらいに事業者説明会があって、そのときに説明があります、市のほうから。最後に質疑応答という形で10分ぐらい、質問の時間があるんですけど、なかなか手が挙がらないっていうのが現実かなあというのがあります。

○委員（宮田竜二君）

今回の陳情はもう3者協議になるんで、市議会も行政も児童クラブさん、先生たちもということになる。結構大がかりな会議になるなとちょっと思っているんですけども、内容を見ると、大変本当にいろんな協議する内容がすごく大量にあるなというのをちょっと自分は理解してるんですけども、すいません、大分、回数的には年何回ぐらい必要なのかというのをもし、想定範囲内で構いませんので教えていただけますか。

○陳情者（平原裕子君）

申し訳ございません。ちょっと質問の意図というのがあれなんですけれども、私が今、考えることでよろしいでしょうか。何回か必要という。それは今、会計の手引きとかをお作りするっていうところになりますと、本当に何回も協議しないといけないところになってくると思うんですけども、マニュアルができたりとか、今後どうやっていくかというのが明確になった後でありましたら、年に二、三回はお願いしたいなと思いますけれども、この手引きをつくっていくというのは本当に大変なことだと思うんです。ここにかかってきてなかった。私も、18年間学童をさせていただいて、この中で改革してこなかったということを責任を本当に感じております。やはり年々、少しずつでもやってきていけば、このことに関しては、なかなか進んでいったことじゃなかったかなと思われれます。ですけれども、今の見解ですと、年に何回あったらいいですかということで、市との連絡、その会があるときには、年に1回ですけれども、やはりそれはもう何回もあってもいいことだと思うんですけども、市からの要請とかで出てくるとなりますと、3回ぐらいはあったほうがいいんじゃないかなと思います。お答えになったでしょうか。申し訳ございません。

○委員（山口仁美君）

この6項目の中で非常に気になっているのが、先ほど説明の中にもあったんですが、2項目め、配置基準を満たさないようなときがありますよというようなことだったんですけども、これが頻度としてはどの程度の頻度で起きているのか。もう既にそういう状況に、例えば週の半分ぐらいはなっていますとか、本当にごくまれに起こるんですなのか、この頻度と緩和の幅、足りなかったらもうなかなか募集を出しても来ないんですという状況でそのままいいというふうな緩和の仕方なのかって、ここの、どの程度までの緩和を求めていらっしゃるのかをお聴きしたいです。お願いします。

○陳情者（平原裕子君）

こちらのほうは、今コロナ禍が収束しておりますけれども、やはり補助金対象になってきます支援員という資格を持つての方が1人は絶対にいないといけない。一単位に1名いないといけな

いということなんですけれども、その方が、もし休んだとき、具合が悪くてコロナになりました、インフルエンザになりました、1週間休まないといけないとなったときに、その日の子どもたちはお預かりしてるんですけれども、その日の補助金はカットされます。それが、障がい児支援をもらっているとなりますと、そこは1か月間の返金という形になっております。ですので、やはり2名以上で障害児加算をもらっているところは3名、毎日いないと、病欠で休んだ場合はそちらの日、プラスアルファ障害児加算は1か月間返納という形になっております。やはりそこを満たしていくとなりますと、どうしても支援員の資格を持っている人とかがやはり少なかったりしますので、なかなかその補充ができていないところがあると思います。やはり返金、本当、莫大なもう補助金の返還、返納を要求されるということになります。よろしいでしょうか。頻度ですか。私のところでは、今のところちょっと病欠だったりすると、5学童ありますので、支援員もいます。そういうところはいいと思うんですよ。私たちみたいなところは、移動してもらって、そこで保育していただくということが出来ますけれども、やはり一つの学童で1単位、2単位でやっているところとなりますと、やはりそこでお休みさせていただかないといけないということで、去年、一昨年でしたかね、莫大な返還があったところがあると思います。ちょっと私たちの団体ではないんですけれども、そういうふうにお聴きしています。金額的にはちょっと私のほうでは把握しておりませんが、返金があった、返還があったっていうのをお聴きしています。やはり、どうしても病欠で休まないといけないときに、補助金を返しなさいと言われますと、運営はしていますけれども、やはり子どもたちはお預かりして先生たちは確実に3人とかはいますけれども、支援員の資格を持っていない以上、その日が開けられない。その頻度としては多分、私のところでは多少ですけれども、ほかのところではやはりたくさんあると思われま。ほかの先生たちのところでもあるのではないかなと思っていますけれども。

○陳情者（橋口賢一郎君）

学童でもコロナとか感染症の拡大がすごい増えてきているんです。やはり子どもからじかにもらうのがすごく多くて、そうなるくと1人とかではなくて2人とか先生が一気に感染してしまうということもありました。そうなったときに急に職員をやはり3人とか配置しないとなかなか難しく、でもそれを満たさない補助金は返納しないといけない。なおかつでも、毎日子どもたちはやってくるので、開けないといけないというところですのですごい矛盾というか、そういうのが発生していて、現場としてはすごいやりにくいというのがあります。

○陳情者（島田麻也子君）

パレットカラーもやはり同様な状況がありまして、大体、担い手になる方たちというのが、三、四十代の子育て中のお母さんだったりとか、もう少し上の50代ぐらいの、家族の中に介護が必要な方というの、担い手として重要な役割を持って働いてくださっています。その中でやはり御家族が病気になってお休みをしないといけない。御本人の病気というところもあるんですけれども、そうなるくとやはり1週間丸々お休みを必要とするという場合も、家族内感染が起こってということも、やはり人間の生活の中では当然あると思うんですけれども、そうしたときに、今まで平原さんのお話にもあったように、閉所した分は返金となるっていうことに加えて、250日の開所を1年間に必要としているという事業なんですけれども、例えば10日間スタッフが足り

なくて閉所したことになるというときに、250日を切ったというふうになったら、1年間事業としてやってなかったっていうことになってしまうという、その補助の制度もあったりします。極端に言えば、例えば、3施設運営していたけれども、1施設分事業は丸々やってなかったということになってしまうという形なので、本当に数十万から数百万、1,000万単位の損失が出るリスクを背負いながら私たちは運営していかないといけないというところが、何かすごくやはり精神的にも追い詰められてしまうという状況があります。このことは知っておいていただけたらありがたいなというふうに思っています。

○委員（山口仁美君）

今、病気のときの課題というのはまさしくそうだなというふうに思うんですけど、ただこの文書の中で後半のほうに退職等によるというのがあって、ここが若干私の中では気にかかっておりまして、急な退職で人が足りなくなるということは当然ありうるんですけど、これをどこまでよしとするのかと、これを、基準の中でどこまでうたえるのかというのが、子どもの安全にも係ることなので、皆さんがどのように考えていらっしゃるのか、この退職等に関する部分についてもお聴きしてよろしいでしょうか。

○陳情者（島田麻也子君）

退職ということなんですけれども、全国的にやはり放課後児童クラブの職員さんというのが、放課後児童クラブで勤めたい、それを目指して勉強してきたというような、保育士さんだったり学校の教員の先生だったり、そういう夢に思っていて入った方たちでは、実はちょっと残念ながらないというところがありまして、やはりその教育課程を受けたわけではない方が入ってきて、やはりアルバイトから経験を積んで、フルタイムに移行していったという形なんですけれども、そのやはり昇給幅とか一時金を支給できるとか退職金制度というところでは、ちょっと今の放課後健全育成事業では全て賄うことができない状態で、やはり賃金というところでは、本当に最低賃金でフルタイムのスタッフも働いているような状態というのが、どの学童さんも多くあるのが現状じゃないかなというふうに思っています。そうしたときに、やはりこうもって待遇がいいところに勤めたいというふうに、御自身の生活を考えるのは当然のことなので、やはり離職というところにはなかなか防止できる策が、自分たち事業者としては取ることができない現状があります。なので、そういったところで離職防止というところでも、事業者の努力というところではあると思うんですけど、決められた補助金枠の中でやりくりをしていくというのがかなり大変で、ちょっと具体的な補助金制度というところの一部ちょっとかいつまんでお伝えしたいと思うんですけど、例えば平常時、平常月、学校がある日の放課後健全育成事業の運営補助金はどういうふうになっているのかと言いますと、子どもたちが帰ってくるのが大体14時からとか15時からというふうになります。そのため開所している時間というのは14時から夕方、子どもたちが帰る19時までとかという開所時間で市のほうに申請しているんですけど、必要なのは14時から18時45分なり19時という時間枠ということで判断されるので、それ以前に子どもたちのことの連携だったり家族とそのやりとりだったり学校との連携だったりということになりますと、そこに関しては、運営補助金の金額の外でやって、もちろん補助は出ないので、その動きというのは完全事業者の負担というか、保護者から頂いている利用料の中から人件費を捻出して

いくという形になるんですけれども、全て決められた枠の中でやっていかないといけないというところも努力なんですけど、大きな敷地、複数の駐車場を確保し、お庭は広く、子どもたちが健全に遊べるような環境を準備する。安全面では、救急体制を整えるとか、災害時のときの、どういふふうに対応していくのか、ヘルメットを準備するとか、何かそういった、やはりたくさんの児童を安全にお預かりするという体制を、自分たち事業所の自助努力としてしていく中で、先生たちの待遇もよくしていくというところで、決められたそのやはり枠組みの中では、なかなか運営が難しいというのが実情になっております。すいません、ちょっと曖昧なお伝えにはなるんですけれども。

○委員（山口仁美君）

すいません、ちょっとお伝えの仕方が難しかったかなと思うんですけれども、人数的に退職者が出た場合に、基準をちょっと今、優しく見てほしいというようなことだと思うんですけど、この基準を満たさない、人数が少ない状態をよしとするその幅というのはどういうふうに見たらいいんだろうというのが。経営側としてはやはり安心安全にお預かりをしなければならないっていうのはもちろんなってますし、パレットさんにしてもえがおさんにしても、お預かり以上の価値を出そうという努力もされていることもよく存じ上げているんですけれども、そこにも人が必要で、ただ一方で、普通にお預かりをするだけというようなところもあったりする。本当にうちの市は広いので、いろんな学童さんがある中で、この基準をどこまで緩和できるのかなど。緩和することが、子どもたちの安全に係ることにもなってしまいかねないということも考えると、なかなか今までも慎重な判断が続いている状況にあるのかなと思っております。そういうのを踏まえて、退職等による配置基準を満たさなかった場合というのは、どんなふうな見方をすればよいというふうに皆さんのほう、経営者としてはどのように考えていらっしゃるのかお聴きしたいです。

○陳情者（平原裕子君）

私どものところから考えますと、退職者というのが、今年、早々に起こりまして、このことに関しましては事例としてお話しさせていただきますけれども、今回、私のところでは、みなし支援ということで、補助員のみなし支援という制度がありまして、そちらのほうで教員免許、新卒の教員の方を雇用させていただいたんですけれども、中学校のほうに教員が決まりまして、途中退職となりました。そのときに、みなし支援というのはとても危ないものなんだよというふうに行政の側からお話頂いたんですけれども、子育て支援課の方々とうちの理事と私と行かせていただいて、お話しさせていただいたんですけれども、うちは支援員を2人ずつ配置していることもありまして、4人だったりとか3人だったりとか、5人もさせていただいていることもありまして、そこで何とかクリアできますけど、やはり何日かはちょっとそこを満たすことができなくて返金ということになりますけれども、やはり急な、保育士さんだったりを持っていたりとかすると、そちらのほうにお声がかかって「先生すいません、やはり退職させてください。保育園のほうに戻りたいです」という方もいらっしゃいますし、教員の免許を持っている方々は、やはり教員の採用が来たときにはそちらのほうに希望としていきたいということもあります。そうなりますと、その人員がぽっかり空いてしまうんですよ。そうすると、支援の資格を持ってない職員は

4人いたとしても、そこは配置基準に満たさないわけですよ。だから、子どもの安全と管理はしていたとしても、支援員の資格を持っている先生がいなかった、教員がいても保育士がいても支援の資格を持ってないと満たされないというところもあります。そうなってくると、安全を確保して保育はしていますけれども、今のところその支援員がいないとそこは開けてない。1か月開けなかったということになります。38名の子どもたち、登録は45名いますけれども、その子どもたちを安全にお預かりする上で、やはり先生たちも、ほかの学童さんたちもだと思わなければならない、クラブさんたちも、人数を少なくしてくださいとか、絶対そうですよということはないんですけれども、急なことがあった場合、そこに補充される先生が来るまでの緩和はしていただけないでしょうかという意見だと思わなければならない、参酌化という大きな言葉とか、私もいつも思わなければならない、参酌化してほしいとか使えますけど、やはりそこに現状を維持できる人数、そして子どもたちを安全にお預かりできる人数というのは、人員配置というのは、皆さん考えてらっしゃると思わなければならない、救急な場合に、やはりその配慮をしていただきたいというのが現状だと思います。

○委員（山口仁美君）

ということは、今の御説明であれば、この2の項目、急な退職等による一時的なというようなそういう意味合いなのか、もしくはもう退職だったらもう退職だから来ないからしょうがないよねということなのかでだいぶニュアンスが変わってくるので、ちょっとそこをお聴きしたかったところでした。

○陳情者（平原裕子君）

やはり急な退職とか急な病気、病気とか退職って急なことでは、先生方もだと思わなければならない、考えてないと思わなければならない。ずっと1人でいいとか2人でいいとかいうことは、子どもの安全に関わる仕事をしている以上はそちらのほうは考えておりません。やはり急な出来事が起こったときに参酌をしてほしいということが第一の条件だと思っております。

○委員（有村隆志君）

4番目の放課後児童クラブに対する発達支援の必要性に対する理解を地域全体に広め、支援提供が実現可能な専門家の配置及び連携体制の仕組み化が実施できるようということでございますので、この専門家というのは今現在、配置されていて、それとまたどのような連携とか、多分これは学校との連携ということなのかなと思わなければならない、そこら辺ちょっと説明していただけないか。

○陳情者（島田麻也子君）

放課後児童クラブの中ではかなり集団適応の難しいお子さんということで、10人に1人のスタッフがつかうとか、もっとそれ以下の人数で子どもたちを年単位で1年生から6年生までいたら6年間見ていくというところがありまして、学校では、今のところ、1年生で学校では緊張していて、あまり集団適応の難しさというのは見えてないけれども、放課後児童クラブの中では、おや、ちょっと困り事があるなという子を見つけていくというところがやりやすい環境にありまして、パレットカラーの実例でも言いますと、1年生の頃から少しずつマイペース感が強くて、学習的にも困難さを抱え始めているという、ちょっとそういった困り感が見え隠れしてい

る状態で、保護者の方だったり、学校と相談しながら進めていくということをしているんですけども、学校というのは、どうしても集団の中だったり授業の運営というところをやはり確保していくということが第一になる場所だというふうに思いますし、それにやはりパワーをかけないといけないという部分があって、一人一人の発達状況とか発達の段階というところでは、なかなかやはり、そのケアだったり支援だったりというのは、支援級なのか通常級なのかというところの、割と二極化された部分もどうしても出てきてしまう現状があるというところがありまして、放課後児童クラブでキャッチしたものを、発達支援センターあゆみさんだったり保護者の方だったりやりとりしていく中で、保護者の方はやはりわが子のことなので、ゆくゆく五、六年生になったり中学生になったりして行き渋りだったり不登校につながっていくということに、やはり危機感を感じてらっしゃって心配なんですけど、学校では、その他多くの子たちとの比較の中で、そこまで現状では心配な状況ではないのではないかとのお話があったりすると、児童クラブでの見解と学校での見解の乖離というところがすごく大きく出てきてしましまして、結果、ちょっと支援につながらないということが、今まで、最終的には境界性知能ということで診断を受けたりとか、ADHD、ASD傾向があるというふうに最終的には、高学年になってから診断を受けたというケースが、昨年度、その前から蓄積しておりまして、5件から10件ほどそういったことがありました。その専門家というところを、どの学童も配置していくというのはちょっと難しい状況はあるかもしれないんですけど、かなりこう、先ほども発言の中で申し上げたとおり、専門課程とかカリキュラムを受けてきた先生たちが勤務しているというわけではないので、本当に最初は素人同然の状態からいろいろ対応ケースの中から実践的に学んでいくということが放課後児童クラブにはなってるんですけども、その中でやはりすごく集団適応の難しい児童を、学童というのは集団なので、集団の中で見ていく、保護者の方たちがお仕事で安心してできるような、家庭にかかわって子育てをしていくという、発達も見えていくというところでは、より保育の質の向上というところでは、そういったところの専門家が入ってこれたり、配置の中に入れられたりということが必要なのではないかなというふうに思っています。今のところ、その自立支援協議会ですとか、学校での面談ですとか、そこに関しては制度上に私たち放課後児童クラブが位置するということはないので、ちょっとこうそういったところに参加して、地域の中で、子どもたちの発達のことをいろいろ共有したり連携をとりたいですというふうに申し上げたとしても、なかなか個別支援会議ですとか自立支援協議会ですとかそういったところには、放課後児童クラブとしては入っていくことが難しいという現状もあります。ちょっとそここのところに関しては、子どもたちの地域の中での育ちということを、連続性のある支援ということを考えてときには、どうしてもそこに入っていけたらいいなというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

子どもの支援を切れ目なくやりたいということでございますので、そうなった場合に、私も実際、その相談を受けました。それで、この支援員の配置ということで、専門家ということで、この人を各児童クラブに1人が最高でしょうけど、そういうわけには現実すぐにはできないと思うので、要はそういう人がこの自立支援の協議会に行って発言できる、そしてまた、幾らかのまとまった固まりの中で動くとか、そういうことでもいいのかなというふうに思うんで、はじめはね。

最後は理想的なのはあるんでしょうけど、そういう形でもいいということですか。

○陳情者（島田麻也子君）

そうですね。やはりいきなりどこの学童さんも専門家を配置するというふうになりますと、やはり専門家のスキルを持って、資格を持っている方というところでは、なかなかその方の人件費というのを各児童クラブでは賄えるような状況にはないというところは、先ほどもちょっと皆さん最低賃金のちょっとプラスアルファというところで勤務されているというところでは難しいのかなというふうに思っています、パレットカラーとしても、市のほうの障害福祉課から派遣していただけるようなサービスを利用させていただいて、そこで入ってきてもらって見ていただくということも複数回しています、とてもその中でやはり学びだったりとか、見解の一致、子どもたちのアセスメントの中で、自分たち内部のものはこういうふうにしてこのお子さんAさんのことは、こういうところの特性を把握していて、こういう困り事があってこういうふうには支援をしているんだけど、外部の方の目線だったりというところも、そこに一致してくるというところもあったりするので、それはすごく活用させていただいています。そこがもう少し利用しやすいような形であると大変ありがたいなというふうに思っています。

○委員（山口仁美君）

今、ちょうど巡回訪問支援のことをおっしゃったかなと思います。これは、この仕組みが分かっている使われるところってなかなか少なく、私も一般質問に上げて入れていただいて、島田さんにも使っていただいて本当にありがたいなと思うんですけども、一方でこの発達関係の支援の場合には、放課後等デイサービスなんかもありますよね。なのでここの兼ね合いが非常に大きいかなという感じもしております。あと、実際、その巡回訪問支援を入れていってほしいというような話合いをしたときに、児童領域の専門家の数がまだまだ少ないという事情もあるので、先ほど有村委員のほうから、各学童に1人ずつというとなかなか難しいのではないかなという御見解もありましたけれども、私もそのように思っていて、例えばその巡回訪問支援をするような方がまだ今お一人なので、こういう方がもうちょっと人数が増えたりして、もう少し回数が行けるようになったりすると少し助けになりますでしょうか。

○陳情者（島田麻也子君）

そうですね。とても、やはり外部からの目線と内部での目線が一致していて、そこに保護者の方にやはり説得力があってお伝えできて、一緒になってチームを組んで支援をしていくということでは、すごく支援員さんが増えてくれたらいいなというふうには思っているんですが、ちょっとこう難しさは、放課後児童クラブって本当に集団の中で見ていくというところの難しさがありまして、集団の中でやはり個にもしっかり支援を行き届かせる。場合によっては少人数で練習をする。そしてまた大きな集団の中で、その効果とかを見ながらやっていくというところで、すごく、訪問してくださる先生というのは、やはり療育のスペシャリストの方なんですけど、集団の中でそこを見ていくというところとは学童の環境の中での支援というところでは、ちょっと難しさもあるのかなというのは実際感じているところです。個々の子どもたちの目線があり、今度は小集団、大きなところでの対応方法というところで、そこをトータル的に見られるような方というところが、やはり放課後児童クラブの環境では求めているかなというふうに思っています。

○委員（山口仁美君）

なかなか学童みたいな異年齢で、1年生から6年生までいる中で、発達に課題のあるお子さんもいて、その中で集団と個別を両方見れるとなるとかなりのスペシャリストになってくるのかな、人選が難しそうだなというふうにならざるを得ないところでもあります。一方で島田さんのところとかはこうやって発達に課題を感じているようなお子さんにもかなり細かい支援をされているんですけども、そうでない学童もたくさんあるので、一方的にこちらで各学童に1人ずつ配置しましょうみたいなことではなくて、やはりそういう専門家が必要だよなといったときには、市で雇用した方に依頼をできるほうがいいのではないかなと思うんですけども、ステップとしてはどんなふうな専門家の配置、例えばその各学童とか、学童さん単位でお願いする形をとりたいのか、もしくは市とかにお願いして連携して派遣をしていただく形が運営上やりやすいのか、どのような見解でしょうか。

○陳情者（島田麻也子君）

障がい児の受入れの補助としては、今、市のほうから障がい児受入というのと、障がい児強化受入というのがありまして、受入ですと受け入れている状況がつくれていますよということで、実際その支援の必要なお子さんがいなかったとしてもそこは補助を頂けるという内容で、人員配置1人プラス加配していくということで、もう一つが強化受入というところでは、3人以上の児童をお預かりしています。そこに関して4名、2名加配で4名スタッフを配置してくださいというのがあります。やはり外部から来ていただくということも、もちろんすごく助けにはなるんですが、外部の目線というところで、この事業所の中だけでの問題ではなく、これは個々の子どもたちに関わることなんだということで、共通認識ができるというのは外部者の目線というのもとても必要なんですが、パレットカラーは強化受入という、その4名配置をしているんですが、その中で、やはり3名以上の障がい児という発達障害をお持ちのお子さんをお預かりしてるような状態で、3名以上いるという状況では、本当に集団を回すスタッフが1名、現実問題、集団を回すスタッフが1名いて、そこで取りこぼれていくお子さんをサポートするスタッフが1名いて、あと3名以上の個別支援の割合の高いお子さんを2人のスタッフで3人以上のお子さんを見ていくというのが、なかなかスキルがない。アルバイトからたたき上げというかずっと地道にケースを学んできて、というところで実践を通して学んできたスタッフにもやはり知識等スキルというところでは、専門家と呼べるようなものは持ってないというのが現状なので、そこがすごく3人を残りの2人で対応していくというのが、現実問題やはりそこがしっかりとケアができるのかといったところで、もうそこは、放課後児童クラブはそういう場所だから仕方ないんだということの割り切りというのもなかなか難しいのかなというふうには思っています。やはり学校で問題が起こっていない現状で、そこは学童のスタッフだけが把握している。そこにサポートが必要になっている。保護者の理解もなかなか求めることができない。そこではスタッフのスキルや能力のことが原因として考えられてしまうというふうになってしまうと、やはりこう内部にも専門家と呼べるような何かしらの資格者なのか、経験年数なのか、そういった方が配置できるような体制がとれたらベストだというのはあるかと思えます。

○委員（塩井川公子君）

6番目なのですが、サマー学童の導入に対して、放課後児童クラブの意見を参考に、地域の実情も鑑みたとあるんですけど、大変、慎重な協議を行う必要があるというのはどのような問題があるのでしょうか。それちょっと知りたいです。

○陳情者（永吉大希君）

サマー学童は国が推進して今から動き出すというような形になるかと思うんです。県であったり市であったりというところかというと、今から動き出さなければいけないサマー学童という部分になるんですけど、こちらが今、霧島市内の放課後児童クラブ、待機児童がないというふうな形で発表になっているかと思います。こちらのほうを、このサマー学童というのが学校の空き教室であったりだとかいうところを使って、実際子どもたちを預かってというような動きになるんですけど、我々、学童クラブがもう実際実在するような形になっていますので、そちらを市のほうでいきなりサマー学童を始めますというふうな形になってしまうと、我々もこの夏休みというのは夏休みだけ利用したいという方々を受入れている現状があるんです。私のほうのクラブでも、実際夏休みになりますと20名ほど、やはりそういうふうな形で利用したいという問合せがあるような形なんです。それがごっそりなくなってしまうってなると、我々にとってはちょっと死活問題とか、そういうところにもなってしまうので、なるべくこういうサマー学童という新しいものが出来上がりましたという形でできた場合は、我々もちょっと話の中に入れていただいて、慎重な検討をしていただければ、我々としても、どういう動きができるのかというような形で対策が打てるので、そのようにしていただけると大変助かります。

○委員（塩井川公子君）

ある程度はちょっと知っていたんですけど、やはりその中に入っていただいて、やはりこう深く協議をしていただきたいと思います。前向きに。

○委員長（松枝正浩君）

よろしいですか。

○委員（藤田直仁君）

せっかくなので、5番目も教えていただきたいなと思うんですが、まずこの学習会というのはあまりそうあれなのでしょうけど、資格研修のほうなんですけど、例えばこの資格研修の対象となるのはその支援員だけでいいのかとか、もしくは補助支援員も含めたもう全体がこれを何か習得しなければいけないのかとかいう中身であったりとか、その内容によっても多少は違いが出てくると思うんですが、あと期間です、どれぐらいの期間のことを言われているんだろうかと。この研修は、最初は何かどこかの研修があって、そこに行けばいいのかなというような感じで読み取ってたんですけど、そのあとに独自で実施しなければいけない。逆に何か講師か何かを施設のほうに呼んで、それぞれの施設で研修を自分たちの職員に受けさせなければいけないのかなとか、いろんな読み取り方ができるもんですから、その辺りを詳しくちょっと教えていただけないだろうかと思ひまして、質問です。

○陳情者（島田麻也子君）

この研修についてなんですけど、今現状、9月から12月に複数回、発達センターあゆみさんのほうで開催していただいています、発達に関する学習会というのがありまして、先ほど申し上げ

たその障害児受入ですとか強化受入という補助メニューを使っている学童は、各加配されるスタッフが、この研修を1年間に2回受けてくださいという研修会になります。細かくは2年に1回なんですけど、2年に1回、2回受けてくださいという研修なんですけれども、こちらに関して2年に1回研修を受ける期間は2万円ということで、1年間に研修費用というのが出ております。その他の認定資格研修に関しては、放課後児童支援員資格を認定してもらうための研修ということで、四、五日研修を受けてということで、対面講義で受けていくという内容になります。ここに記載しているものは、大まかに絶対的に受ける必要性のあるものというところではそういったものがあるんですけども、やはりたくさんのお子どもたちで特性があって、学年もまちまちで、いろいろな家庭状況もあってというお子さんを預かる中では、その研修だけではやはり足りない状況があります。なので、スタッフもそこに対応していくというのはやはりいろいろな感情を揺り動かされたりとか、価値観を変えていかなければいけなかったりという、そういう、実際的な苦労がある職業だと思うんですけども、そこにやはり応えるための知識だったりとかスキルだったりとか、対応力だったりというのを学んでいくためには、やはりこう日々実践を通した学びというのを、昨日こういう保育の状況がありました。それなのでこの保育の状況があってどういふふうに先回りして対応していくのか、どういう声掛けをしていくのか、このお子どもさんは、ちょっと家庭の状況が変化しているから、こういうふうな心持ちでちょっと接してあげたほうがいいとか、学校でのちょっと不適應状況があるので、こういったところで他のこういうふうな好きなことを提供できるような楽しみを、このタイミングで誰々先生が入れていこうとか、もう本当にそういった細かく計画を立てた中で保育をしています。その中で、やはり体系的に知識だったりそのスキルアップのための練習だったりというのをしていこうとすれば、どれだけ時間があっても足りないというか、その補助システムの中では14時以降しか開所は認められないので、もちろんスタッフのそういった企画だったり、事務作業だったり、保護者とのやりとりだったり、子どもたちの支援の計画だったり、イベントの企画だったり、そういった全てのものに関しては、運営補助金の時間外としてやっていくというのが現状にあります。国には学校との連携だったり地域との連携だったり、その創造性の豊かな子どもたちの年齢相応のイベントだったりそういったものを提供する場であってくださいねっていう、居場所プラスそこでの子どもたちの学びだったり体験を提供してくださいねという国の指針があるので、それに応えるというか、そこが必要だと思うので、私たちもそこを提供できるように善処しているんですけども、そこに関しては、独自でした研修だったりとかそういった独自でしているイベントの企画だったりというのは、運営費の外で考えないといけないという現状があります。そのことをちょっとここに記載させていただきました。

○委員（藤田直仁君）

もう少し確認させていただきますと、ここに研修時間を補助の対象にという形で書いてあるんですけども、要するに先ほど言われたように、研修するためには幾らかの研修費が掛かりますよね。それを補助してくれという意味ではなくて、そこに費やした人の時間に対して補助をしてほしいというふうな解釈の仕方でよろしいでしょうか。

○陳情者（島田麻也子君）

はい、そうですね。今ちょっと常勤の方への補助というのが新しく令和6年度途中から入ってくるということはあるんですけども、ちょっとこう柔軟性がやはりこう全体に言えることなんですけれども、ちょっと柔軟性のある使い方というのができなくて、例えばこの施設では、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんに幾らずつ人件費を支払う計画があるので、そこに金額が入ります。でも、途中で入ってきたスタッフにはその補助金は使えませんとか、学生さんにもそのやはり支援の一端を担ってもらうので、学生さんの研修はどうかと言ったら学生さんの研修分は対象外だったりという形で、何か使い勝手が、これ全般的な陳情の内容にもあるんですけども、実質使われた人件費が最終的に得られるけれども、それ以上に柔軟的に使ったものに関しては、ちょっと言葉が難しいんですけども、時間数とか申請した時間枠でなければ出ないというところで、ちょっと使い勝手が悪いというか、質向上のために柔軟な使い方できないというような形になっています。

○副委員長（野村和人君）

先ほど6番のサマー学童の話のところでもちょっと確認をさせていただきます。国が考えてるのは、夏休みに特化というかそのニーズの差が大きいということから考えていらっしゃるということで、年末までに実態調査をするというふうにはなっているんですけども、実情霧島市において、その差がどのくらいあるというような感覚を持ちなのか教えていただければというふうに。この調査でいうと、5月と10月の差が半減しているというようなデータもあるんですけども、霧島市においてどんな形なのか教えていただけますか。

○陳情者（永吉大希君）

こちらの件なんですけど、実際、私のところの実例でちょっとお話をさせていただきますと、まず4月入所にされて8月退所という方が、現段階で4名いらっしゃいました。実際に夏休み、7月19日からスタートさせていただいて8月31日という子どもたちが、約11名おりました。うちは、来るもの拒まず去る者追わずでさせてもらってます。ですので、夏休みに希望があれば、実際、平常時、平日にお受けさせていただいてる小学校の校区以外からも受入をさせていただいてるのが現状です。校区外でいえば、宮内小であったり日当山小であったり、もう幅広くとるような形をとらせてもらってます。実際ほかのクラブさんにも聴いても、受入をしていますというところもいらっしゃれば、やはり先ほどからちょっとお話にありますけど補助金の絡みもあって、一月だけ受入をしたとしても、そんな大した補助金額ではないんです。いけば保護者さんからもらった分のお金で運営をする。それでいいですよ、実際赤字です。でも困っている方がいるのであればというような形でさせていただいてるのが、我々としての現状なんです。ですので、なるべくなら、そういったところも踏まえていただいた上で、サマー学童を導入するという形にさせていただいたほうが、我々としても、いきなり始められたら、夏休みだけじゃそっちに行きますという方もいらっしゃると思うんです。実際、夏休み、うちよりほかのところの方が安いからといって行かれた方が過去ありました。ですので、実際そういうところもあるので、全体的に見ていただいて、もし、エリアのところもあると思います。足りないというところも実際あると思いますし、学校開放したほうがいいねというところも実際あるかと思うので、そこも本当に密にきちっと数字を出していただいて、開所するか開所しないかっていうところをしていただいたほうが我々に

とってもありがたいお話なので、ぜひお願いいたします。

○委員（藤田直仁君）

ごめんなさい、もう一度ちょっともう少し聴かせください。さっき対象はどういう人たちですかというのをまだお答えちょっと聴いてなかったんで、要するに、施設の方全員がその研修を受けなきゃいけないものなのか。だから先ほど言いましたように研修の内容によってはちょっといろいろ様々かもしれませんが、先ほど、年に何回かしなければいけないというその資格の部分なんかについてもちょっと教えていただきたいということと、一般的に、どこの業種もやはりそういう資格が必要な業種というのがあって、そこは全部自分たちで見てるんですけども、その資格を取ることで、その事業がそんなに何かこう影響がある部分があるのかなとちょっと知りたかったもんですからそれも含めて教えていただけますでしょうか。

○陳情者（島田麻也子君）

その認定資格研修に関しては、その施設に必ず2人配置しないとイケないという配置基準があって、先ほどもその参酌化のところ、支援員が欠けてしまったときに、それが補助員さんだったり、資格を持ってないリーダーシップがとれる方に置き換えることはできないかというような内容で、ちょっと参酌化のお話ししていたんですけども、認定資格研修は、2年2,000時間の実務経験がある方というのが中心となって受けることができている研修になります。なので、その2年2,000を超えて支援員資格を取っていく。この離職の多い業界の中で、2年2,000頑張っていたら、やっとやっこの支援員資格研修を受けられるという形になります。やはり配置基準でどうしても必須なので、放課後児童クラブとしてはもうスタッフさんにできるだけ受けてもらいたいという、受けてもらわないともう事業存続に関わるというところの研修になります。できることならこちらから時給をお支払いしてでも行ってもらいたいというところはある内容になります。今回、発達に関する学習会というところでの参加に関しては、障がい児受入の配置人員として置く人には必ず出てもらおうということになっているので、やはりスタッフも有給休暇で休みたいとか、何か突発的なことがあるとなった時に、障がい児担当者というところで、そこも配置をしてないと、受入の場合は3人配置、強化受入の場合は4人配置というのをしていけないといけないので、そこで、スタッフさんが休みをとるとかということもやはり考えられるので、できるだけ全員に受けておいてほしいというふうに思っている資格の研修ではあります。

○委員（宮田竜二君）

ちょっと先ほどの関連で、先ほどの5条のところ、先生たちの研修において、助成金、補助金が原資なのか分からないんですけど、先生たちが研修した場合、それはちゃんと給与にはなるという認識でよろしいですね。

○陳情者（島田麻也子君）

事業所としては、やはり雇用している関係なので、やはりこう事業にとって必要な研修を受けられれば、そこは賃金が発生するという形でしています。ただそれをすればするほど、運営補助金のほうではそこは賄えないという、先ほども子どもたちが帰ってきた以降の時間しかその補助が出ないので、もう言えば自分たちが事業所としてストックがあるところから出していくのか保護者の方からの利用料の収入、月額幾らといった、各施設頂いているんですけど、その中から

出していくということになります。

○委員（有村隆志君）

この児童クラブの制度というのが早くから民間で行われていて、そして、ここ10年ですかね8年ぐらいで、国が子どもの保育の責任を持つということで、ある意味、教育の一環に入ってきたわけですが、そういう中で、ある程度、途中で質の向上ということで陳情があって、国のほうへ意見書を出した経過もあるようです。それで、今回、こうして子どもたちの居場所であり、それを国が推薦して育てようというような社会的にも、共働きの社会を日本は、女性が働く社会というのも目指してまいりました。そして、現実それが今起こっているわけですが、悲しいことですが、ある児童クラブが最近、事業を辞められたみたいです。それで、そこに子ども2人預けていらしゃった看護婦さんが、この間の地震で、もう本当に自分の子どもはどうなったんだろうと。本当心配されて、児童クラブにも行ってないと。本当に私はもう仕事を辞めないといけないと。というような社会的なことが、大変なことが起こっていると。現状、だからこの児童クラブというのが今社会の中では、一つの大きな存在だと。学校も存在ですけど、児童クラブ、そういう国が言って初めてこれが制度化されて、現実運用されてきた中では、それで、今はもう本当に大変な思いで、自分の子どもは捨ててでも他人様をとという思いでされている、本当必死な思いの中からの今回の陳情ではないかと思えます。今、陳情を見させてもらおうと、ほとんどこれが、国に意見書とかそういうことではなく、まず地元でしっかり自分たちの子どもはみようということの趣旨で陳情を出されたのかなあというふうに思います。それで、この陳情が本当に今後、これを通して次の段階にどういうふうになっていって、霧島市の子どもたちにこうしてあげられればいいなと、今後のことについて、お考えがあればお聴かせ頂けますか。

○陳情者（橋口賢一郎君）

私は、全国の学童の先生とZoomを通して勉強会に出ることがあるのですが、霧島市の学童は一つの小学校に対して幾つかの学童があり、児童や保護者が選択できる素晴らしい体制があるとよくお聴きします。市外や県外の学童では一つの学校に対して一つの学童しかなく、仕方なくその学童に児童を通わせている世帯が多いとお聴きしています。霧島市の学童は各事業者や、そこで働く職員の方々が日々努力しながら、子どもたちのために、働く保護者のために必死になって働いてくださっています。この素晴らしい体制はそのままに、行政と学童の事業所が手を取り合って、保護者目線の子育ての方向に同じベクトルを向けて子育て支援ができれば、きっとよりよい支援、子育てしやすいまちにつながると思います。今後とも、霧島市の学童放課後児童クラブをよろしく願います。

○委員（有村隆志君）

今後、さっき3者協議会というのがありましたので、そういうのも立ち上げていただきたいという思いからきているということで、私やはり、まずはお互いに意見を交換して、どうすることが本当に子どもたちのためになるかということだということによろしいですか。

○陳情者（平原裕子君）

まさしくそうだと思います。やはり霧島市の方々、本当に行政の方々も御協力頂いてここまで来ていると思うんですけども、もっとよりよい、分かりやすい児童クラブ、放課後児童クラブ

を健全育成していきたいという思いが強いと思います。そして参酌化していただくというのも、子どもを大事に思うからこそ、やはりこれから持続可能していかないといけない放課後児童クラブ、やはりより良い先生たちが育っていつてもらえる児童クラブ、やはりそこに欠かせないのも行政の力だと思っております。私たちだけでは何も先に進めないことが多いと思いますので、皆様と手を取り合って協力していただいて、持続可能な、やはり子どもたちの保育、そして生活を拡充していくために、これからも御協力頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交替します。

○委員長（松枝正浩君）

ちょっと中身について、再度ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど3番のことについて少しお話をさせていただきました。その中で、マニュアル化の話があったと思うんですけども、事例を頂く中では、県のほうが作成をしていたかというふうに思うんですけども、これは県に対して作成を求めているのか、この陳情からして、市のほうにこの作成をしていただきたいのか、その辺のお考えを少しお聴かせ願います。

○陳情者（平原裕子君）

現状としまして、霧島市連絡会に私も所属しております、以前、副会長まで務めさせていただいたんですけども、やはり、県も兼ねているのは霧島市の市の連絡会の方々だと私は認識しております。本当にここから霧島市がベースとなっていくことを私は期待しているというか想像しているというか、この霧島市の行政の方々と、やはり最初にここから始まったっていうのがちょっと私には希望として、また県に持っていくとしても、県もなかなかこの陳情をしていくという形になりますと、やはりこちらのほうで、ずっと揉んでいくというか、会議をもう本当毎日していただかないとなかなか変えられないものではないかと思っているんです。市からの発信をお願いいたしたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

わかりました。確認ですけれども、市のほうでこのものを作成していただきたいということでよろしいですか。

○陳情者（平原裕子君）

はい、よろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

交代します。ほかにありませんか。

○委員（山口仁美君）

もう1点だけ確認をさせてください。先ほど連絡協議会の話が出てきたんですけども、実は以前の陳情が出てきた時にも、なかなかその取扱いをするのに、行政のほうにちゃんと話を聴きに行っていたかというような意見が出ています。その中で、皆さん方みたいな、もう完全に民間の学童保育と、それから公設民営だったりする学童保育と、もう一つ、社福さんとかがやってらっしゃる学童とあって、これがまた経営状況というのが、もう全く違ったり、人員の配置もその社福に所属されている方が入ったりしているとそんなに困ってないよというような声も

上がったりにして、やはりこのあたりの経営の在り方というのがもともとの母体がどこかによって、もう全く違うというのが一つと、それから経営状況もそうですし、それから本当に小さな地域でやってらっしゃるところで、保護者がどうにか学校に人を残したいという一念でやってらっしゃるようなところだと、もう質をと言われてもなかなか難しいという現状もあってるので、なかなかこの取扱いというのが一筋縄ではいかない、一本化というのがなかなか難しいかもというのが前回の協議でもありました。なので、そういったそれぞれの運営主体による違いを知るような場というのを、御自身たちでも必要だなというふうに感じていらっしゃるのかどうか、それを最後にお聴かせください。

○陳情者（平原裕子君）

やはり運営者部会というのが必要ではないかなと私は感じております。そして霧島市に先ほど要望という形だったんですけれども、それはやはり明確にしていきたい、物を。会計だったりとかあるんですけれども、経営者だから個々にやはり違うと思うんです。やはり私も最初は個人でやってましたので、給料3万円から、子育てしながらやっていましたけれども、やはり国がそれではいけないということで立ち上がっていただいて、今のいきさつがあると思うんですけれども、市の連絡会としてもやはり私がいるときには、子どもをやはり一番みましようという形で、身近な方々が保育に当たっていたという現状ですけれども、今、資格を必要とする形になっています。まずそこを鑑みないといけないところもあると思います。本当に、霧島市が一番立ち上がっていただきたいと私が思うところは、やはり手引きですね。これだけ、すみません、この書類なんですけど、1週間前にこれを頂いて、先生たちが理解して会議できるかもしれないけど、私だったらできないんです。呼ばれて行ったとしても「どの部分ですか」って「この部分をどういうふうに解釈したらいいんですか」。ここにいる4人でも解釈の仕方が違うと思うんです。その手引きとして、霧島市としてはこういうふうやっていったほうがいいのではないかっていうのをやはり細かくじゃないですけれども、お互い分かりやすいように明確にしていきたいというのが一つのこの陳情書の目的でもありましたので、お互い見て分かる。ここはこうだよねってというのが分かるようにしていきたい。それが霧島市発信でもいいんじゃないかなと私は思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時39分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催いたします。発言の申出がございましたので、発言を許可したいと思います。私のほうからお聴きをいたします。先ほどのやりとりの中で、この霧島市児童クラブ連絡会というのがもう一つございませぬけれども、先ほど、他の団体に確認をなされたのかとい

うところをお聴きしたところですが、この出された確認と言われるのは、この陳情書を出しますということであるのか、それともこの中身も含めての理解をされたというようなことよろしいのか、どちらなのかお答えしていただけますでしょうか。

○陳情者（平原裕子君）

一応、会長のほうと懇談させていただきまして、陳情書を出すということをお伝えいたしました。内容につきましての協議は行っておりません。

○委員長（松枝正浩君）

分かりました。このことについて何かございますか。

○委員（山口仁美君）

冒頭で私が質問した内容かなと思いますけれども、一応確認ですけれども、今回、この陳情に関しては連名で出されているこの方々の、今皆さんのほうからの陳情ということで、ほかの団体とか学童クラブからの同意とか、そういったほかに陳情に賛同される方というのは、特に確認はとっていらっしゃるということによろしいでしょうか。

○陳情者（平原裕子君）

そうです。確認はとっておりません。今のこの団体だけになります。よろしく願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではこれで質疑を終わります。休憩いたします。

「休 憩 午前10時41分」

「再 開 午前10時42分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、説明いたします。本市の放課後児童健全育成事業は、令和6年5月1日現在、補助対象外となるものも含め58の放課後児童クラブ、88の支援単位で展開されており、同クラブ全体の登録児童数は2,643人になります。就労等で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業の終了後に遊びと生活の場を提供しており、児童の健全育成において大きな役割を果たしています。一方、放課後児童クラブの運営に当たっては、各クラブで状況が異なり、様々な実情等を抱え、中でも、放課後児童支援員等の配置については、2人以上の職員配置の堅持を求める要望がある一方で、人材確保に苦慮している旨の相談も寄せられているところです。職員の配置基準の見直しは、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であることから、本市では慎重に判断すべきものと考えていますが、本定例市議会の一般質問も踏まえ、今後、様々な観点から調査・研究してまいります。以上で、私の方からの説明は終わりますが、陳情書の詳細について、引き続き子育て支援課長が説明

いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、説明いたします。本市における放課後児童健全育成事業においては、国が定める放課後児童健全育成事業、子ども・子育て支援交付金交付要綱等に基づき放課後児童クラブ運営補助金を交付しており、令和5年度における補助金交付額の総額は約7億300万円となります。本事業の実施に当たっては、国の単価見直し等に適宜対応するとともに、本市の状況等を踏まえた上で、新たなメニューの検討や導入を行っているところです。なお、職員の資質向上に必要な研修に当たっては、障害児受入推進事業の実施に必要な研修を受講した場合は、2万円の単独補助を行っているところであり、また、放課後児童クラブ運営補助金の活用も促してまいります。今後は、放課後児童支援員等の質の向上を目的とした新たな市独自の研修の実施を検討するとともに、配慮が必要な子どもたちに対する支援等についても、状況の把握、関係課との連携強化等に努めます。また、本事業の実施に当たっては、放課後児童クラブ運営補助金を交付している霧島市内の放課後児童クラブを対象に放課後児童健全育成事業等に関する事務説明会を毎年開催しています。本説明会では、放課後児童健全育成事業に取り組む上での留意点や、放課後児童クラブ運営指針等についての説明を行うなど、その周知徹底を図るとともに、質疑応答の時間を設けることで、疑問点等の解消に取り組んでいます。随時の質疑については、その内容を踏まえつつ、必要に応じて全クラブに情報を周知できるよう努めてまいります。サマー学童の導入については、先般、国が夏休みの受け皿拡大を踏まえ、補助金制度の調整を行っている旨の報道があったことを踏まえ、国の動向を注視しつつ、その対応について検討したいと考えています。以上で、陳情第6号についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（山口仁美君）

今回の陳情の中でも非常に難しいなと感じたところが、この支援員の方々の配置基準があります。コロナであったり、いろいろ事情があって、お休みをされた場合に、非常に基準が厳しいのではないかというような訴えだったかなと思うんですけども、突発的な事由で支援員の配置基準が満たせなかった場合というのは、1日でも満たされなかったら、1か月分の障がい児の加算が取り消されるみたいな御説明だったかなと思うんですけども、実際どのように運用がなっているのか教えてください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

口述のほうでも申し上げたんですけども、霧島市におきましては、国の補助事業をベースに補助金を交付している部分と、単独事業で交付している部分があります。国の補助事業に該当する部分につきましては、今委員がおっしゃられたとおり、国の基準に乗って対応することになりますので、その加算についても同様に、国のほうでその対応ができる旨の規定があった場合は当然対応いたしますけれども、その対応がない場合については、国のほうの基準に従って対応しているところでございます。

○委員（山口仁美君）

国の基準をベースにしているという御説明だったかと思いますがけれども、これは例えば市のほうでこの国の基準をもう少し柔軟に解釈したり運用したりするということはできないという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

基本的に補助金につきましては、いずれの補助金もそうだと思うんですけれども、公益性を基にある程度の決まりが決まっています、その決まりを守る前提で補助金というのを交付されるものと考えております。その決まりをベースに考えますので、その部分を市独自になりますと、当然、市の補助金の要綱をつくって、市が単独事業で補助をするという形になろうと思います。

○委員（山口仁美君）

今の御説明を普通に解釈するとするならば、国の補助金の要綱に従って今の段階で運用しているけれども、もしこれ以上に緩和したような補助金の在り方をつくるとするならば、市が単独で基準を定めて補助金を創設することが方法としては必要になるという理解でよろしいでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

国の交付基準で賄えない部分をどうするかというふうになりますと、当然に今、委員が言われたみたいに、国の基準では賄えない分については市が単独で基準をつくって補助するという形になろうと思います。

○委員（有村隆志君）

陳情の中の3番目のほうに、国の運営規定及び運営補助金の事業内容を明確化・マニュアル化してほしいと。それから行政と放課後児童クラブの法の解釈に伴う見解を統一の上、取扱いが異なるないように情報共有を図りたいということでありました。今の口述書の中には、年に1回そういう会を開催して質疑応答もやってるよということでしたので、やってはいらっしゃるんだけど、その中できちっと話ができるのと聴いたら、ちょっとできないような雰囲気があるということで、また、かねて行って相談したくても、なかなか職員の方も忙しいのではないかとということで、すごく遠慮しがちだというようなお話でした。だけど、必要なことは一応お話をさせていただいているということでございましたので、ここの部分でこのマニュアルというのは、沖縄のほうではこうした例があるみたいなんですけれども、こういうことは可能かどうか、どのような御見解でしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

私のほうも沖縄県のマニュアルのほうを見させていただきました。また、ほかの県とかでもつくっているところがあるようです。ただ、マニュアルにつきましては、なかなか運営という部分につきましては、保育園だったり社会福祉法人であったり当然に会社であってもそうだと思うんですけれども、それぞれ自分たちで運営の方法について勉強されて運用されていると思います。一方では補助金となりますと、やはりなかなかなじみがないという部分もございます。その部分を含めまして、市といたしましては、補助金については毎年、委員のほうからもお話があったように説明会を開いているところでございます。その部分で、毎年国のほうが制度改正を行います

ので、制度改正が行われた部分で重要な部分というのは、そこでお話しするようにしております。また一方で、随時の質問というのも受けることがございます。委員もおっしゃっていただいたように、ちょっと聴きにくい場合もあるという部分もあると思うんですけども、その部分につきましては、霧島市のほうといたしましても聴きやすい環境をもっとつくりたいといけないのかなということについては思うんですけども、また、一般質問の中でも答弁いたしましたとおり、間違いやすい部分については、紙でもらって紙で返す。その状態を全園に周知するような形で周知を整えていこうと思っております。マニュアルにつきましては、また一方で、同様に一般質問でもお答えしたんですけども、令和6年度から各児童クラブに対して、監査という形で検査をすることとしております。その検査の結果を受けまして、状況等を踏まえまして、真に必要であればという部分を鑑みますと、県に要望して、県全体としてマニュアルをつくってもらえるのか、霧島市独自として考えるのかというのを総合的に判断してまいりたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

今のところで関連でお聴きをしたいんですけども、その説明会の前に、結構直前に大量の書類が送ってきて、なかなか読み込むことができずに当日を迎えると。そして質疑応答の時間も短いので、そこで聴ききれなかった部分を、後日個別に聴くという話だったんですけども、対応される職員によって言うことが違うことがあって、それが戸惑うのだというような話も出てきたんですけども、こういった法の解釈という部分なのか、その補助金の在り方なのか、その聴く内容によって回答は違うとは思うんですけども、統一したその見解みたいなことであつたりとか、以前に誰に誰がこのように答えたみたいな、課内の共有というのはどういう状況になっていきますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

基本的に頂いた質問については、言い方によりましては、今言われた詳しい物に対する質問とか簡単なことに対する質問とか、それぞれ様々あると思います。基本的には同じ回答をしているはずで、先ほど申し上げたとおり、いろんな質問がありますので、その状況についてはそれぞれのケースで回答しているんですけども、今、委員が言われた部分で、先ほど有村委員が言われた分も含めてなんですけども、やはり、児童クラブの方々が、言っていることが違うということをとられる場合があるということでございましたので、先ほど言ったとおり、大事なことはもう紙ベースで聴いてもらって紙ベースで答える。それをあえて全員に周知をするということによって、そういうそごがなくなるような努力をしていきたいと考えております。よろしかったですか。すいません、洩れました。ちょっと書類が多いという御質問だったと思うんですけども、児童クラブにつきましては、基本的に補助金がまた別にあつて、もともとが平成27年度に子ども・子育て支援制度が始まったときに、新たに創設された形になっております。そこについては、国が児童福祉法そして基準を定めまして、その基準に基づいてやっていることとなりますので、その基準に対する方針の解説本とかも出ていますし、また国から随時児童クラブに対する通知等も出ています。そういう情報もやはりそれぞれの園に流さないといけないというのも重々分かっておりますので、その分の資料が当然出てまいります。で、1番大事なのが、令和7年度中に変更になる点とかというのも重点的に説明会で説明しております。1番怖いのが、その資料が漏れ

ているとかいう部分を防ぐために必要な部分というのは資料としてお渡しすべきだと考えておりますので、資料として配付しているところでございます。

○副委員長（野村和人君）

今、配付していただいている資料の中の話で、国のほうでは適用になってるけど、霧島市ではそれを使えない制度がそのままそのマニュアルの資料の中に入っているとかいうお話もあったんですけどもそれが現実的にあったのか、事実なのか御説明をお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前10時58分」

「再開 午前10時59分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

説明会の中では、放課後児童クラブ健全育成事業という事業がありまして、その事業は複数に分かれています。複数に分かれていて、当然事業の周知というものは行っています。例えばなんですけれども、放課後児童クラブ健全育成事業につきましては、15の事業がございます。こういう事業がありますよというのは、結局、表に出されている情報ですので、霧島市で実施しているところがあるないに関わらず、情報としては当然に提供しているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

関連ですけれども、さっき山口委員が直前で言ったんですけど、実際は1週間前ぐらいに送られてくると。PDFで、大量の資料がという話だったんですけど、それは、なんで直前で送る、もうちょっと時間をとったり、どれぐらいの時間が妥当だとは言えないんですけども、冊子で見せてもらったんですけど、すごい量で、それを1週間前って個人的にもちょっと無理だろうなと思うんですけど、その期間の短さというのは何でそういうふうになっているんだろうかをちょっと御説明頂ければ。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

確かに今、委員が言われたみたいに、量の問題と、じゃ幾ら早く配ったら見れるのかという問題は当然出てくると思います。ただ、申し訳ございません、国の情報をもらいながら、また年度末に補助金の交付実績報告書で交付申請書の取扱いまでまとめて説明をさせていただいているところですので、大量の資料はお配りするんですけども、情報提供の部分もございまして、含めて、ポイントになるところは必ず担当者のほうが説明するようにしておりますので、そこまで読み込んで来てくれという部分は、全部を読み込んで来てくれという意図で申し上げているわけではないんですけども、その部分につきましては、もう少し説明会等で児童クラブの方々に分かるような説明に努めたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

本当にそのとおりだと思います。また、どの時点で事業を始めたかでどれだけ通常の中身を理解してるかというのは事業所によってまたいろいろ違うと思うんですね。ただ基準的にはやは

り事業を始めて早々の人がという立場に立って、ちょっとできるだけ丁寧な期間であったり、内容の説明にしていいただければと思います。

○委員（山口仁美君）

基本的なこの運営の補助金の算定についてお聴きしたいところなんですけれども、本市の条例を見ていくと、年間200日以上、1日当たり3時間以上というような基準はあるんですけれども、先ほど陳情者の説明の中で、実際、開所している時間以外は運営の時間に認められないというような御発言があったかと思います。要するに準備の時間だったり、研修の時間とかは運営補助費の算定に入らないというような御説明があったんですけれども、そういった記述がある何か、記述があるといいますか、そういった決まりがありますか。まるっと開所基準を満たしていれば、事前の時間とか事後の時間とか関係なく、補助の対象というような形なのかなと思うんですけれども。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

まず、放課後児童クラブ運営事業につきましては、放課後児童健全育成事業というものに対してが一番のベースの補助金になっています。先ほど15と申し上げたんですけれども、あと14については、それぞれ加算であるとか、障害児保育の障害児加算であるとか、運営の支援であるとか、それぞれの項目がございます。おおもとが放課後児童健全育成事業でございまして、まず、開所時間前に児童の育成支援に係る準備を行ったり、開所時間後に片づけや翌日の準備を行った場合、開所時間以外の人件費等は、子ども・子育て支援交付金の対象になりますかという問いに対しまして、開所時間外であっても、放課後児童クラブ運営に関する業務の経費であれば、補助金の対象経費になりますという回答をしております。もう一つ、研修の話をされたと思うんですけれども、同じく放課後児童健全育成事業の中で、放課後児童健全育成事業に従事しているものが、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上等経費は、本事業の対象になるものとするという形で記載がされておまして、これらの通知についてはもう児童クラブのほうにもお配りしているところです。

○委員（宮田竜二君）

先ほどの説明でいけば、陳情書の5項に、研修時間を補助の対象としということで、陳情者の方に先ほど質問したら、これが補助になってないと、研修が。というようなことをずっと説明されていたんですけど、ちょっと今、執行部との説明等で全く相違があるんですけれども、ここはどうすればいいのかな。陳情者のほうが誤解しているという見解ですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今、私が読ませてもらったのが国が発出している要綱になりますので、ちょっとすいません、私が前の陳情者のお言葉をお伺いしておりませんので、ちょっと何とも申し上げられないところです。すいません。

○委員（藤田直仁君）

関連なんですけど、今言った、もちろん陳情書を見られていると思うんですけど、陳情書の5に対しては、補助はしてあるというふうに理解していいですか。簡単に言うと。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

放課後児童健全育成事業をどのような形に使うかというのは、もう当然に事業者の判断になりますので、ただ、この事業の中で補助対象になるという回答でよろしいでしょうか。

○委員（藤田直仁君）

それと、課長の口述書の中の、なおというところで、職員の資質向上に必要な研修というところで、市単独で2万円の補助をしているというふうにしていますが、ここをもうちょっと詳しくというか事業所に対して2万円なのかとか、受講生に対してなのかとか、ちょっともう少しこう詳しく、これは5番ともやはり関連があることなのかというのをちょっと併せて教えてください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

市の単独事業になりますが、障害児受入推進事業の実施につきましては、必要な研修を受講した場合は2万円をクラブに出します。

○委員（藤田直仁君）

5番との関連性というのはどうですか。ここに発達に関する学習会や、資格研修等と書いてあるんですけど、ここに含まれてくるのかなというのちょっと確認したかったんですが。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

障害児加算の市の単独の補助金につきましては、障がい児の事業があるんですけども、その事業を行うためには、そういう研修を受けなければならないとなっておりますので、通常、運営費の中で見てもいいんですけども、その分については市が単独で障がい児支援の部分を含めまして単独で補助している形になります。

○委員（山口仁美君）

先ほどの配置基準のところ少し戻らせていただんですけども、支援員がいないと補助金がカットされるというのは、国のほうの要綱といいますか、国のほうの決まりで決まっているというようなことは理解はしたわけなんですけれども、実際、何年か前に、結局、返還が必要になって、かなりの金額を返還した学童があったというようなお話が出てきたんですけども、これは事実なのか、事実であるとすれば、何人ぐらいの、数字を持っていらっしゃる方がいいんですけども、何人ぐらい登録されている学童さんで、どのぐらいの返還額になったのか。分かる範囲と公表できる範囲で教えてください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

補助金の対象外、いわゆる霧島市に入ったわけではないんですけども、会計検査院がほかの市町村に入って、それが全国的に調査をされて、その調査結果に基づいて、該当しない分について補助金の返納があったものになります。すいません、その部分の細かい分については、今、手持ちがございませんので、後ほど説明をさせていただきます [51ページに答弁あり]。

○委員（山口仁美君）

であれば、この実際の返金の実際の理由が、陳情者がおっしゃるような、例えばコロナとか、急な何か事情があつての返還にならざるを得なかったということなのか、それともただ単に補助金の決まりとの兼ね合いで返還になったのかという、その御説明ができるような形でお願いしたいです。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

当時の補助金の返金につきましては、基準を満たさなかった部分ということになりますが、今言われた200日を満たさなかったからの部分の返還ではなくて、国が定める補助基準の要綱にそぐわなかった部分に対して、解釈の違いというのが当然あったと思うんですけども、やはり国が示す解釈と、本市で行っている解釈が違っていた。ただこの部分については、説明をしている内容でございましたので、当然に返還を求めた形になります。詳細につきましては、クラブ数等につきましては、後ほど回答させていただきます [51ページに答弁あり]。

○委員（有村隆志君）

まずこの陳情項目の中に該当するものがあるといけないので、今回新たに、市が独自の研修の実施を検討するとともに配慮が必要な云々と、ここの部分で、今後は新たな市独自のと書いてあるけど、ここの部分と、それからその上にある、新たなメニューの検討と書いてあるけど、この部分は何と何になりますか。

○委員長（松枝正浩君）

すいません。場所をちょっと具体的にお願いします。

○委員（有村隆志君）

子育て支援課長がおっしゃいました。真ん中辺にある、冒頭の上から6行目ぐらいかな。本市の状況等を踏まえた上で新たなメニューの検討や導入を行っているところですよということと、それからその下のほうに四つぐらい下がって、放課後児童支援員等の質の向上を目的とした新たな市独自の研修の実施を検討するとともにということですね、これに該当するようなものがあるのかちょっとお答えください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

新たなメニューの検討や導入ということなんですけれども、賃金に関することに絡んでいきますけれども、国が令和3年、4年で、3%程度9,000円程度の処遇改善をするということで100%補助金をつくったんですけれども、それについては、令和3年から令和4年の途中で終わったんですが、その部分については、賃金の改善につながると考えまして、その後も市としては、子ども・子育て支援交付金に含まれたので、継続して補助金を出しております。最初のほうは国100%だったんですけども、後半のほうはもう通常の3分の1、3分の1、3分の1に戻っております。また、二つ目は、令和6年度からだったんですけれども、国のほうが、放課後児童支援員と支援員の常勤、資格を持つての方が常勤で2名以上、全体の8割を常勤させている場合については基準額を上げますよという制度をつくりました。児童クラブにつきましては、やはり子どもたちと接する部分ですから、先生たちがよく変わるよりも1人の先生たちが定着していたほうが良いということも含めまして、公益性があると考え、令和6年度から始まった事業なんですけれども、早速、国からの通知があった後、園のほうに周知をいたしました。このような形で取り組めるメニューというのは積極的に取り組んでいるところでございます。途中に出てきました新たな研修なんですけれども、研修につきましては、他の児童クラブからもやはり研修をしてほしいという要望を受けております。毎年検討しているんですけども、どのような形が良いのかということにつきましては、もうここなかなか実現してはおりませんが、ここ何年かずっと検討しているとこ

ろであります。いろんな障害の研修なり、障がい児に対する支援の研修であったり、いろいろな研修が考えられると思いますが、今後、それについて検討していきたいという形で、最初申し上げたところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回きた陳情は、国に意見書出すとかそういうことではなくて、市と協議していきたいと。その中で、ある意味では教育という部分を、家庭で本来行うべきものが、女性の社会進出に伴い、社会でそれができない、時間を確保するため、児童クラブは国が面倒見るといふ、ある意味ではそういう画期的なことが起こったのかなあと私は思ってます。その中で、今回の陳情を見たときに、現場の声が少し多いと入ってるので、これらのお話をしっかりと、この中にも、1番目に、必要に応じ見直しを協議するとか、支援員の要件、ここは、今おっしゃったみたいに、2番目の上では要件を8割で見てますよという返還はないような形をおっしゃっていますので、そういうふうに、協議があるということで、今、課長としては、児童クラブたくさんありますよね、本当いろんな形である、この中の話合いというのは、質の向上に向けた話合いというか、そういうところの協議というのが私は必要ではないかと。なぜなら、聞いた話で最近ですけど、私ちょっとある家庭を訪問してましたら、子どもの児童クラブがなくなったと。そこに安くでとおっしゃったんだけど、2人を預けてたら2人とももう受けられないと断られたと。そしたら、もう自分が働けないよというようなことが起こって、でも実際は自分も看護婦さんだからやめられないということをおっしゃっていました。なかなか、ある意味ではそういう現場の声が、市のほう、いろいろ応援されているんだけど、もっとどうしたらいいかということを引きちと中で話し合うべきではないかと思うんです。そこら辺は現状で十分と考えていらっしゃるでしょうか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

現在、霧島市以内には60近くの児童クラブがあるところです。その児童クラブを一斉に集めてという分になりますと、先ほど申し上げた説明会が一つの機会だと捉えております。また、今、有村委員が言われたように、それぞれの思いは実際言えない方もいらっしゃるんだよねという話が先ほど中でも出てきたんですけども、先ほど答弁の中で申し上げた監査を行うことにしておりますので、実情についてもその監査で聴けるのであればなど。全体で聴けないこともそういう中で聴けることもあればなど。ただ、市としてもやはりできる部分できない部分というのは当然ございますので、お話を受けてそれが全部実現できるわけではないんですけども、そういう部分で実情を踏まえながら、いろんな監査というのも行っていければなどというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

以前に児童クラブの連絡協議会の方々からの陳情が上がってきたときにも、その中で話が出たと思うんですけども、その担当課もお忙しいからだと思うんですけども、各実施主体のほうに行って話を聴いたり、経営状況を聴いたりということはなかなかできていないというようなことがあって、その場でも確か、できるだけその実情を把握するべきではないかという意見が出てきているんですけども、今回、監査を入れていかれるということで、これはそういった実情を把握しながら、今後よくしていくための監査というふうな捉え方でよろしいですか。それとも監

査という一般的なには補助金がちゃんと使われているかということをチェックするための監査という機能もあると思うので、どちらの位置付けでこの監査をしていかれる予定なのかお伺いします。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

今、委員が言われましたとおり、監査というのは、補助金の部分、放課後児童クラブにつきましては、届出制で市に届出をして行っているものですから、当然に、児童福祉法に基づく運営の監査をしなければなりません。やはり監査というのはその二つが大きい部分で、先ほど補助金の返納の話もあったんですけれども、近年、補助金の返納という部分がよく新聞報道等でも出てまいります。いきなり会検等もしくは、いろんな形で数年にもわたって補助金を返さないよとなった場合、やはり児童クラブの運営に大きな支障を来すのが想像できます。そういう部分というのは、やはり市としても児童クラブとしても一緒にそういうことがないようにしていかなければなりませんので、そういうことについて監査をするというのが当初の目的でございました。ただ一方で、令和元年頃だったかと思うんですが、同じような陳情が出た際に、山口委員が言われている質問等もございました。ただ、言い訳になるかもしれませんが、コロナ禍にそのあと入りましたので、なかなか児童クラブ等も含めましてなかなか外に出ていく機会というのはありませんでした。このような中、現在に至るわけなんですけれども、今回の監査につきましては、先ほど、各委員の方々から提言を頂いていただいておりますとおり、その部分、各園の事情というのもやはり確認できればなと考えているところです。

○委員長（松枝正浩君）

今、村岡課長からの答弁の中の陳情につきましては、令和元年度に出されている陳情ということで、皆さん情報共有ということでお願いいたします。

○委員（山口仁美君）

今回、この研修の費用を見てほしいというような内容も含まれているわけなんですけれども、実際例えば社福が運営されている学童であったり、公設民営のところがあったり、いろんな運営主体がある中で、活動されている内容も実際はいろんな体験活動を多くされているところがあったり、もう本当に預かるだけのところがあったり、事情は相当違うので、なかなかこの陳情を頂きながら統一した例えば条例の中で一つのことに絞っていくというのは本当にできるんだろうかということころは、個人的に思うところであります。ちょっとお伺いをしたいのが、例えば研修としても、例えば初任者研修、中級者研修、指導者研修とかそれから認定資格者研修とか、必要なこと、運営をするに当たって必要なことを研修で受けていくに当たって、人と費用と掛かるんですけれども、これが実際どの程度の負担になっているかっていうのは、今の時点では把握は、それぞれの学童がどれどの程度頂いた補助金とか、それから保護者の方々からもらう負担金の中で、どの程度使っているかということころは把握されていらっしゃいますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

冒頭で山口委員が言われたとおり、それぞれの児童クラブはそれぞれの運営の仕方があると思います。もともとが児童クラブの運営指針に基づいて行われているかという部分が重要になります。その中で、それに従いながら、当然に、市が定める条例に定める基準を満たしていた上の放

課後児童クラブの運営方針に従って行っていくかという部分になりますので、その中で放課後児童健全育成事業等の事業を使いながら事業をされていると考えておりますので、その部分でどのような形でウエートを置いてるかというのは、委員もおっしゃられたとおり、それぞれだと思います。そこに市がちよっと入ってしまうと、どれが適正なのかというのはやはりそれぞれの園の運営になると思いますので、すいません、詳細はそこまで把握していないところです。

○委員（山口仁美君）

なぜこれ今お聴きしたかというのと、1項目め、現場の声を反映させさせた補助金にしてほしいという要望があるんですけど、この中にはもっとよい運営をしたいという今回の陳情者の方々の思いがあるわけなんですけれども、これに対して本当に足りているのか、それが妥当な金額なのかということ判断するためには、実際、金額と運営の在り方というのを比較してみないと、回答を出せるものではないのではないかと思うわけなんです。なので、国の基準がもちろんあるので、それにのっとってやっていくわけなんですけれども、そのほかに本市が本市ならではの事情の中で反映していくべき部分があるとするならば、ある程度、把握が必要なのかなというふうに思うんですけども、今後、監査の中等でそういった目線で見ていくようなお考えをお持ちではないですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

現時点で、今、委員が言われた部分というのは非常に難しいかなと思っているところです。一つ気になるのは、賃金体系まで手を出していかないといけないのかという部分というのは、やはりそれぞれの園の運営で今まで雇用されてきている支援員、補助員の状況等もございます。そこを踏まえて園の状況によってそこが大きく違う中で、市が継ぎ足し補助金をつくるということは非常に難しいのかなと。もう一つが、この補助事業自体は全国共通という言い方が正しいか分からないんですけども、都会部であったり、過疎部であったり、また、島の方々であったりとか、それで、物が違うというわけではございませぬので、その中で見ているという形になると思います。そのような中で、霧島市オリジナルの追加、いわゆる横付けとかという補助金をつくるようになりますと、財源の問題もございますので、この段階で私のほうからその分についてどうこうということまで言えないんですけども、監査をする中でそういうものが見えてきた場合は当然に検討することになろうと思います。

○委員（有村隆志君）

関連で、まずはじめに監査するという事なんですけれども、監査するという事と、それから、今、実際は補助金出している以上、やはり決算とか当然もらわれてるのではないかなと思うんですけどそれもらってるんでしょ。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

年度末には実績報告、また年度当初に交付申請を頂いております。

○委員（有村隆志君）

それを見たときに、働いている方で、児童は何人来て幾らもらってると。そうしたときに、ある程度これを見た時に、この経営はかなり厳しいぞというものは見えないんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

先ほど申し上げたとおり、賃金の部分、運営費の部分というのがございます。補助金をもらっている団体に対して、委託ではないものですから、事業所に対して運営管理改善をしてくださいという話まではなかなかできないのかなど。あくまでも市が交付する補助金、保護者からもらっている利用料等を踏まえまして、それぞれの園で運営をしている部分がある。ただ、こちらのほうに教えていただく情報の中で、やはり支援員を雇用するのは厳しいですよ。やはりいろんな意味で、放課後児童クラブを充実させていくためには、支援員の充実も図らないといけないし、支援員を充実させるためには、やはり、常勤、いわゆる、通常の雇用、年間雇用というべきなのか、終身雇用というべきなのかちょっとあるんですけども、雇用していかないといけないよね。そのためにある程度の賃金体系が必要だよなというお話は当然あると思います。途中で申し上げた、国は今年から始めた支援員配置改善加算なんかはもう特にそれを反映していると思いましたが、市としてはもう積極的に取り組んだところになります。ただ、それがなかなか取り組める状況にない児童クラブ等もあるとは認識しているんですけども、そのようなものも総合的に含めまして補助金の中でやりくりをしていただいているものと考えております。

○委員（有村隆志君）

中には手を突っ込めないということでございますけれども、配置もしっかり見てということでございますので、できれば今回、監査に入るということですので、そこらの事情もしっかりお聴きして、それで何が必要かと。こういう陳情が出てきて、現実にもうやっていけないというところも手を挙げられたわけですので、本当にこれが、今ちょうどその質をどう確保していくかというのが霧島市の大事な今後の課題と。本当に必ず霧島市は対応してくださると私そういうふうにいるんだけれども、今この監査でしっかりと次の一手をやはり見られるような監査にさせていただければというふうな思いが、とにかく現状を知ってもらいたいという気がしております。そここのところ、次の段階ではきちっとそれをみんなで協議する場を、このそういった厳しいものに対してこうするというものの協議を運営されている皆さんとしっかり協議するということが次の段階で求められると思うんですけど、そこら辺はされていきますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先ほど申し上げたとおり、放課後児童クラブは市内に約60弱の放課後児童クラブがございます。なかなかこれ1年で全部回るというのは難しいというのが正直なところです。単純計算しても3で割ったとしても、1年に20か所回らないといけないとなりますと、なかなか厳しいのかなと思っております。ただ、やはり頂いた意見に対してそのまま何もしないというのは、監査をした意味というものもやはり薄れてくると思いますので、当然に運営の部分、適正に配置がされているか、いわゆる児童クラブの運営指針に従ってちゃんと行われているかに加えて、それぞれの児童クラブの事情というのも勘案した上で、次の手というのは考えていかなければならないと考えております。

○委員（藤田直仁君）

陳情者が、この陳情の中で一番強く願っていたのが、項目の3番だったというふうに私は解釈していたんですけども、先ほどのマニュアル化の云々については御説明頂いたんで分かったんですが、情報の共有を図るといふ部分のところ、先方が言うには、説明会後に個々の事業者ご

とに分からないところはもう一度窓口に行って話を受けてたと。それを、ほかの施設にも同じように、その質問の部分と回答の部分を回していただければ、逆に言うと、市側のほうの説明も、同じようなことで来るのを防ぐこともできるから、業務の効率化にもつながるのではないかというような意見まで言われてたんですが、一方、課長の口述の部分、下から6番目ぐらいのところに、必要に応じて、全クラブに情報を周知できるよう努めてまいりますという口述が入ってるんですけど、現状はそこがまだうまくできていないから、十分にできてないから、今後やっていきますよという意味の口述という意味で捉えてよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

さきの一般質問でもちょっと類似の質問を受けたところだったんですけども、情報については、市といたしましては、皆様に情報が渡るようにしているところなんですけれども、やはり物によってはもう質問者と市で解決する分があります。ただ、今、言われたみたいに、全員に周知したほうがいいのではないかなという案件も当然あると思います。市としても、全員に伝えるべき案件というのは、説明会でやっているんですけども、そのあとに来た質問についても、全員に伝えるべきものがあれば、やはり、ここで紙ベースと先ほどお答えしましたけれども、口頭ですとどうしても、また、いや聴いていません、言っていないという話も出てきかねませんので、そういうことも配慮した上で必要なことについては、必要に応じて紙ベースで回答するのがいいのかなという思いがありましたのでこのような形で最初に説明したところです。

○委員（藤田直仁君）

ということは、一応やってはいるんですけども、まだそこが十分かどうかまだ分からないからもうちょっとどんどん努めていきますよという意味合いの文章ということではよろしいですか、理解で。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

なかなか100点というのは難しいもので、やはりそこに100点に近づけるように今後も努力していきたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

ということは、口述書に戻れば、3番目については、それをやっていくよということで理解してよろしいということではいいですね。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

全てということにはやはりならないと思うんですけども、3番で全ての質問に対して、全てというわけにはいかないんですけども、やはり全員に周知したほうがいいものについては行っていきます。

○委員（宮田竜二君）

先ほど陳情者の質疑において、陳情書の1項目、4項目、6項目が協議を行うということで、これの趣旨としては、児童クラブの先生方と、市議会議員、それと執行部、3者の協議をしてほしいという要望でした。この陳情書が今回の議会で採択されるか分からないんですけど、もし採択された場合、執行部としてはこの3者協議を執行する意思はありますか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時32分」

「再開 午前11時32分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

たればなのでちょっと難しいところあるんですけども、今、陳情者の団体とということなのか、先ほど有村委員も言われた、全体でということなのかということにつきましては、ちょっと回答が異なってしまうんですけども、現在陳情された団体との対応となれば、市としては聴かれたことに対してやらないという選択肢は実質ないと思っておりますので、対応します。

○委員（宮田竜二君）

先生たちと執行部の協議じゃなくて、ここは3者協議という意図だったんですよ。だから市議会もそこに入るわけですけども、3者協議をする意思はありますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

3者が、私はちょっと教育委員会と市と協議会だと考えたものですから、今の答弁になったんですけども、ちょっと議会の判断はちょっと私のほうではちょっといたしかねますので、そのような場が設けられるのであれば、市といたしましても、教育委員会、子育て支援課に限らず関係課も含めた上で調整させていただくことになろうと思います。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時34分」

「再開 午前11時36分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き開会いたします。

○委員（山口仁美君）

今回また、児童クラブ連絡協議会とは別の団体からの陳情というのを受け取ったわけなんですけれども、陳情者に確認をしましたところ、児童クラブ連絡協議会にも、出しますということは言っているけれども中身について同意はとってはいないんだというような御説明があったところでございます。そこで確認をしたんですけども、先ほど口述の中で、いわゆる参酌化を求める声と、それから堅持してほしいという声と両方あるんだというようなお話があったかと思いますが、今、現在、子育て支援課のほうでとらえていらっしゃるこの件に関しての見解というのを、市の実情も踏まえて御紹介頂けますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

先の一般質問でもお答えしたとおり、子どもの安全性、質の確保というのが大前提に残っておりまして、令和元年度、令和2年から施行された現代の基準で市の条例、3年後に見直しをするといった国の制度を踏まえましてもそこは変わっていないところがございます。なので答弁のほうで慎重にという回答をさせていただいたとおり、やはり、人を減らすとなってきますと、市長

も答弁しましたけれども、離れたときにどうなりますかという、安全性の確保というのはもうどうしてもそこはもう否めないのかなと思っているところでございます。ただ一方で、小学生を預かっている部分もあるので、今後検討していきますというような形で答弁させていただいたとおり、先ほど申し上げている監査の部分でお話を聴きながら、どのような形でまた安全性を担保できるのか、質の向上ができるのかという部分で、放課後児童支援員につきましては、その役割というのがかなり多岐にわたっているところです。いわゆる先ほどから出てきている小学校との連携とかも含めて、いろんな業務を持っていますので、その業務を持っている状態で、1人になったときに対応ができるのか、もしくは補助員2人になったときに、資格を持ってない方々に子どもを預けていいのだろうかとか、やはり保護者の意見というのも当然重要になってくると考えております。一般質問でもございましたとおり、条例の改正という部分はかなりハードルが高いというのは重々、本市としても認識をしているところであり、またかつ、こども真ん中社会の中ですとおり、子どもの状況、先般、こども家庭庁が発表した重大事故の発生につきましてもやはりどこも増えてきている状態。令和4年度に、これは保育園の話でしたけれども、バスの中におきざりにされてという痛ましい事件がありました。そういう部分で、令和6年度から児童クラブについても安全計画を作るように義務付けられているところでございます。そのような中、やはり子どもの安全というのに注視した場合、この部分については慎重に取り扱っていかねばならないのではないかとというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

要するに、子どもの安全を考えたときに各実施主体であられる学童の方々の事情をしっかりと見なければ、本当に事故を起こしてしまったときには取り返しがつかないと思いますので、市としては慎重な姿勢であるというようなことでよろしいですね。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

委員がおっしゃるとおりです。

○委員（山口仁美君）

もう一点確認をすべきところがございました。学童のほうにも、発達の面で配慮が必要なお子さんが多数入ってきていても、それについては障害児の加算であるとか強化加算というのをしている状況なんですけれども、一方で研修といいますか、実際、その学童に来ていらっしゃる子どもさん方の様子を集団の中で見ることができる専門家の目線というものの必要性を感じているというようなお声が、今回この陳情者の説明の中でありました。何年か前から巡回訪問支援を市のほうでも取り組んでいただいている、これについては非常に助かっているということなんですけれども、さらに専門の方を配置したいんだというような要望があったんですが、これに活用できるような国の補助とかそういったものはありますか。今の時点で、それかもしくは独自に何かやっていく必要があるのかというところです。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

児童クラブに対するとなりますと、現状、ちょっと厳しいかなと思います。ただ、障害福祉課が行っている、先ほど申し上げられた巡回指導の部分とか、通常のいわゆる放課後児童デイサービスの案件、保育所等支援事業の関係とか、それぞれちょっと分野が異なりますけれどもそのよ

うな部分で、また市でいえば、あゆみがございますので、そういうような部分でアドバイスなりというのはできると考えております。また具体的に、その施設にそういう専門員を配置するという形は、学校、保育園等も全体的に含めて理想形ではあるとは考えますけれども、その効果、効率性等を全体的に判断した上で考えなければならないのかなと考えております。一方で、市の単独事業としてはそのような制度はないというところです。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員長（松枝正浩君）

先ほど答弁の中で監査をされていくということのお話でありましたけれども、監査の体制というのがどういった体制でなされるのか、今、お考えになられているものをお示し頂けますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

現在、保育園のほうでは、市が認可している部分、県が認可をしている部分というのは、職員2人体制で監査を行っているところです。実際、1人というのはなかなか難しいと考えておりますので、基本的には職員2人体制を考えております。保育園、幼稚園がやっている部分を見ながら、もしくは先進地でやっているところを見ながら、調査・研究してまいりたいと考えておりますが、基本的には2人体制でというふうに考えております。

○委員長（松枝正浩君）

先ほどからもありましたように、情報全てをなかなかこう一遍に全部していくというのは難しいように思います。そういう中で職員の方々が、監査をされて、しっかりとその状況を共通の中身でお聴きをしながら、その情報をグループ長、課長にしっかりと上げて、当然部長にも情報共有をしていきながら、問題改善に向けてしっかりと動いていただきたいというふうに思います。答弁は求めません。

○副委員長（野村和人君）

委員長を交代します。

○委員（有村隆志君）

さっきの陳情の5番のところ、ちょっと発達に関する学習会や資格研修等が行われているが、国に求められる業務を十分に担える姿勢、知識、技能を培うための研修時間は、運営主体である各放課後児童クラブで独自に実施しなければならないということで、研修時間を補助の対象とし、必要な研修機会が得られるように考慮することということで、ここを先ほど開園しているときに、前後は研修という形はあるよと。これがもし、お休みのときにみんなが集まってするとかなると、それは研修とみなされないのではないですか。どうですか。そのところがちょっと引っかかるんじゃないかなと私は思うんだけど、そのところがちょっとここでわざわざ書いてあるので、だから出してないところがあるのではないですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

陳情のほうを読みまして、私も当然、事前に読んでいたんですけども、先ほど申し上げた放課後児童クラブの運営に必要な部分の研修については、代替職員、例えば平日に行います、休みの日に行います、ただ、休みの日に行うとなってくると当然に、そこに賃金等の発生が出てく

と思われます。放課後児童クラブの運営指針の解説の中に、放課後児童クラブの運営主体は放課後支援員等のために職務内での教育、訓練や研修のみならず、職場を離れて研修の機会を確保し、その参加を保護する必要があるというくだりもございます。そういうことを踏まえすと、放課後クラブ健全育成事業の中で、十分に対象になるものと考えております。研修といたしましてはですね。ただ、詳細について、疑義が生じる場合がございましたら、鹿児島県もしくはこども家庭庁等に確認をさせていただければと思います。

○委員（有村隆志君）

今の見解をもう一回ちょっと確認して、回答を後で頂けますか [53ページに答弁あり]。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは答弁ができなかったものについては、後ほど答弁をお願いしたいと思います。質問がないようですので、よろしいですか。

○委員（有村隆志君）

この6番目の件ですが、これも教育委員会のことになるので、答えられたら教えてください。サマー学童の導入に関して、放課後児童クラブの意見も参考に地域実情を鑑みた慎重な協議を行うことということで、こういう、さっきも3者協議というお話がありましたけども、そういうものがやはりこういうことを話し合う場が必要ではないかと思うんです。それが必要かどうか、お考えをお示してください。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

最初の口述でお話したサマー学童については、現在、こども家庭庁のほうでどのような取扱いにするかというのを調整中という形で、先般、新聞等で報道がされたところになります。現状、サマー学童を導入したいものなのか、導入したくないものなのか、今、委員がおっしゃいましたとおり、教育委員会とどのようなからみが出てくるのかという部分がちょっと現状でちょっと見えないものですから、国の方針が出てきたときに、サマー学童を行う場合、当然に人に応じて支援員等を増やさないといけないのか。放課後児童クラブの施設の面積等についても、確保が求められるのか、もしくは学校の空いた教室、夏休みですので学校は空いていますので、そこで調整がされるべきなのか等々、周りを囲む環境の状況は全くまだ見えてきておりませんので、現状お答えとしては何とも言えませんが、必要に応じて対応してまいりたいと考えます。

○委員（有村隆志君）

それは協議をしていくということでもいいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

協議の必要が出てまいりましたら当然協議をしてまいります。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時47分」

「再開 午前11時50分」

△ 議案第72号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。次に、議案第72号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について審査をいたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第72号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、説明します。議案書の4ページをお開きください。番号法の施行により、独自利用事務として、社会保障・地方税・防災その他これらに類するものについては、条例にその利用する事務を規定することで、個人番号を利用した情報連携を行うことができるとされています。今回、重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務について個人番号の利用を行うこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○障害福祉課長兼子ども発達サポートセンター所長（冨吉有香君）

議案第72号の霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、説明します。改正案に関する新旧対照表は、資料の2ページから5ページまでです。今回の一部改正は、別表第1において、重度心身障害者医療費助成に関する事務を加え、新たな独自利用事務として追加するものです。次に、別表第2では、重度心身障害者医療費助成制度における受給資格認定時に地方税情報等の確認が必要であることから、個人番号の利用により当該情報の確認が行えるよう必要な改正を行うとともに、その他条文の整理を行うものです。以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。

○子育て支援課課長補佐（村岡新一君）

議案第72号の霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、説明します。改正案に関する新旧対照表は、資料の2ページから5ページまでです。今回の一部改正につきまして、別表第2でひとり親家庭医療費助成制度における保険情報について、子ども医療費助成制度同様「ひとり親家庭医療費助成に関する条例」に規定する医療保険情報の確認が行えるよう必要な改正を行うとともに、その他条文の整理を行うものです。以上で子育て支援課関係の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回のこの改正については、手続を円滑に行うための改正であるという理解でよろしいでしょうか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

山口委員のおっしゃるとおりです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で、議案第72号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後0時59分」

△ 議案第70号 霧島市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第70号、霧島市国民健康保険条例の一部改正についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第70号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、御説明いたします。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が一部施行されることにより、被保険者証が廃止されることから、本条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○保険年金課長（木原浩二君）

議案第70号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、御説明いたします。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が一部施行されることにより、令和6年12月2日に被保険者証が廃止され、その機能はマイナ保険証に移行されます。一方でマイナンバーカードを所持されていない方、保険証のひも付けがされていない方などには「資格確認書」を交付することとなりますが、「資格確認書」の返還については想定されておらず、保険者の判断で回収に取り組んでも差し支えないとされ、罰則の対象とならないことから、本条例における「被保険者証の返還に応じない場合」の罰則のみ削除しようとするものです。以上で説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしく願いいたします

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回、国民健康保険条例の一部改正はマイナンバーカードの普及に関することですが、マイナ保険証を使うにあたり、今、マイナンバーカードを所持されている方は何人ぐらいで、

そうした場合に資格確認書は何枚ぐらい発行予定、持ってない方がいらっしゃるわけですので、どれぐらいを発行する予定か。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

マイナンバーカードの交付枚数なんですけど、令和6年8月31日現在、10万4,520枚交付しております。交付率は84.30%になっています。

○委員（有村隆志君）

資格確認書は、例えばマイナンバーカードを持っていてもお願いすればもらえるものでしたっけ。それと、マイナンバーカードを持っていない方は当然、まず資格確認書が発行する予定枚数と、それから、マイナンバーカード持っていてもお願いすれば発行するのか。ここ二つお答えください。

○保険年金課長（木原浩二君）

資格確認書の発行予定ですが、現時点の発行予定としては7,576名というふうになっております。それから、資格確認書についてでございますが、基本的にはマイナンバーカードを利用していただくという形になりますが、例えば、マイナンバーカードの更新をされている方であるとか、マイナ保険証を受診する際に利用することが困難な方については、申請を頂いて、資格確認書が発行できるというふうになっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第70号の質疑は終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時04分」

「再開 午後 1時04分」

△ 議案第75号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、議案第75号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第75号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、御説明いたします。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が一部施行されることにより、被保険者証が廃止されることとなりました。これに伴い、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長が御説明いたします。

○保険年金課長（木原浩二君）

議案第75号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、御説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が一部施行されることにより、令和6年12月2日に被保険者証が廃止され、その機能は、マイナ保険証に移行されます。一方でマイナンバーカードを所持されていない方、健康保険証のひも付けがされていない方などには「資格確認書」を交付することとなります。こうした被保険者証の廃止に伴う取扱いにより、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約に記載されている関係市町村において行う事務のうち、「被保険者証及び資格証明書の引渡し、返還の受付」を「資格確認書等の引渡し、返還の受付」に変更するものです。以上で保険年金課の説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

これも先ほどと一緒に、資格確認書の発行枚数予定は何枚でしょうか。

○保険年金課長（木原浩二君）

現時点での資格確認書の発行予定枚数は7,408枚でございます。

○委員（有村隆志君）

これも先ほどと同じで、申請すれば資格書がもらえるということによろしかったですか。

○保険年金課長（木原浩二君）

先ほどの対象の方であれば、申請を頂ければ発行できるということになっております。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第75号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時08分」

「再開 午後 1時10分」

△ 議案第79号 請負契約の締結について（R6（仮称）霧島市総合保健センター建設工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第79号、請負契約の締結について（R6（仮称）霧島市総合保健センター建設工事（建築））について審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第79号、請負契約の締結について説明します。追加議案書の1ページをお開きください。R6（仮称）霧島市総合保健センター建設工事（建築）について、ヤマグチ・末重・末広特定建設工事共同企業体ヤマグチ株式会社、代表取締役山口克典と金6億6,000万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、引き続き健康増進課長が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

議案第79号、請負契約の締結について説明します。（仮称）霧島市総合保健センターについては、施設が狭隘化や老朽化している状況を踏まえ、国分保健センターとすこやか保健センターの機能を集約し、整備するものです。本施設は敷地面積約2,900㎡、保健センター本体が鉄筋コンクリート造地上3階建て、延べ床面積2,268.08㎡、身障者駐車場がアルミニウム合金造 平屋建て 46.02㎡、駐輪場がアルミニウム合金造 平屋建て 7.5㎡での建設を計画しています。本施設を整備することで、利用者に配慮した駐車台数の確保が図られ、より快適に検診等を受けることが可能となります。また、エレベーター、オストメイト対応の多目的トイレ、大会議室、調理室も整備されますので、子育て・健康づくりの拠点として、これまで以上に利用しやすい施設となります。工事場所は、参考資料1ページの配置図に斜線で表示している部分であり、工期は、令和7年11月28日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2ページから5ページになります。施設完成後は、1階にすこやか保健センター、3階にこども発達サポートセンターが入る予定となっており、両施設の機能が一体化されることにより、発達に不安のある子どもや保護者に対する切れ目のない支援や相談体制の連携強化が図られます。また、母子保健業務についても、本庁と距離が近くなることから本庁関係部署との連携がこれまで以上にとりやすくなります。なお、本施設の供用開始は、令和7年度中を目指しているところです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、集約化をしていく大きな工事になってくるのかなと思うんですけども、この集約化によって市民の方々は利便性が本当に増すのかなというところで、今まで、隼人のほうにございましたので、国分に移ってきて、ほかの施設も一緒になって、駐車場が以前は、自分たちだけの専用の駐車場ですよ、その施設の周りに。これが共用利用になってくるので、本当に便利になるのかなというところが若干不安に思っているんですけども、この辺はどういった予想をされているのでしょうか。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

今、御質問を頂きました。すこやか保健センターの視点からちょっと御回答させていただきたいと思います。一般質問のときにもございましたけれども、すこやか保健センターは40台の駐車場がありますけれども、検診等で検診車が来ますと、20台等は潰れてというか、停められなくなりまして、20台程度の駐車スペースになって、近隣の施設の駐車場から歩いて来ていただいて、検診等を受けていただくという部分になりますので、すぐ、新保健センターの周りに駐車場があるという部分では、すこやか保健センターを利用していたお客様、住民の方々にとっては利便性は図られるのかなというふうに考えています。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午後 1時16分」

「再開 午後 1時17分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

検診につきましては、平日が主な利用というふうになります。今の西側駐車場といいますか警察署の駐車場のこれについては、平日の利用も多いですけれども、イベント等で利用するところも多いと思います。そうすると土日については、検診等のございませんで、そのこの重なりという部分は、ないのかなというふうに。委員が御指摘のように、別館のほうを利用されるお客様については、今の駐車場を御利用される方が多いですので、そこについては、できるだけどのような告知ができるかどうか分かりませんが、駐車台数が確保できるように工夫をしていかなといけないなというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

課長口述のちょうど真ん中あたりの段落なんですけれども、大会議室、調理室等も整備されますので、子育て健康づくりの拠点としてこれまで以上に利用しやすい施設となりますというふうにあるんですけれども、すこやか保健センターでは使っていなかったといいますか、実施されていなかったけれども今回ここに整備されることになったことで、新たに実施するような事業というのは想定されているのか。調理室とか何か、その子育ての拠点と書いてあるので、何か調理で使えるのかなあとかということも今思ったわけなんですけれども、新たに何か考えていらっしゃる構想とかあるんですか。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

今、すこやか保健センターの調理室につきましては、乳幼児の離乳食教室の事前のモデルといましようか、このようなものですよというのを管理栄養士のほうが作ったりとか、あと食改さんのほうが利用されて、通常のイベント等で使われる部分も、昨年であれば、国体のときであれば、そのような使い方をされていらっしゃいました。国分の保健センターについては、實際上ちょっと利用が難しい状態もありましたので、すこやか保健センターのほうが主に、調理実習室を使っていたわけなんですけれども、その食改さんのほうの利用の部分が増えていったりとか、あと離乳食教室の部分についても、さらに利用して活性化していきたいというふうには考えております。

○委員（山口仁美君）

子育て支援というと、支援者側が保健師さんとか食改さんとかも含めて、支援する側が使う拠点なのか、もしくはその一般開放みたいなことをするのかというのがちょっと分からなかったもので、子育て支援拠点ということで、支援なんですけれども、どちらが主に使う、支援者側なのか、それとも利用者側なのか、団体さんとかなのか、そこはどうでしょうか。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

今回、整備するに当たっては、国分公民館等でも調理実習室はございますので、その兼ね合いがあってそちらのほうは、一般の方々はもちろん使われる施設になります。今回、施設を整備する調理実習室については、市が主に使用するというふうに考えておりますので、今のところは一般開放というのは考えておりませんが、利用の日数等を見て、そのような御要望等があ

ればまたそこは検討していきたいと思います。

○副委員長（野村和人君）

今回の入札に対する見積りの基準日はいつで設定されてますか。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

見積りの基準日といたしましては、令和6年7月1日で基準にしております。

○副委員長（野村和人君）

昨今の建築関係に対する入札状況を見ると、再入札することが多いようでございます。今回の見積基準日から何箇月以上離れたらインフラライドを対応するとかそういった基準があらわれるのかどうか確認をさせていただきます。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

すいません。ちょっと約款を確認いたしますので、答弁は後ほどさせていただきます [同ページに答弁あり]。

○委員長（松枝正浩君）

後ほど答弁をお願いいたします。

○副委員長（野村和人君）

もう1点は、今回、この工事期間中、この駐車場半分以上占領するということになると思うんですけども、この期間中の工事、駐車場対策とか、そういったものが想定されているのか。議員だけでもほかのところに止めなさいとかいうのもあってもいいのかなというふうに思いますが、対策についてお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、工事をするに当たりまして、やはり工事期間が特に、駐車場が少なくなると考えております。ただこをその代わり準備するということは今のところ考えていなくて、やはり、今、見てもらえればいいんですけど、常に満車ということではないので、使っている間はやはり皆さんに不便をおかけしますけれども、少し遠いお祭り広場とかそういうところになるかもしれませんけど、そこは御理解頂きたいと考えております。工事が終わった後につきましては、建物が建ったスペースは止められませんけれども、それ以外のスペースは止められるようになりますし、先ほど所長が話しましたように、土日のイベントというのは比較的多いんですけども、平日のイベントはそうたくさんないということ。それから、のちのちにはこちらの今ある国分の保健センターを解体して駐車場になっていきますので、その分で減った分は少しでも補っていただけるのかなというところでありますので、工事中はやはり不便をおかけしますけれども、少し我慢していただくというか、遠い駐車場に停めていただくということで御理解頂きたいと考えてます。

○教育総務課主幹（町田信彦君）

先ほどの野村委員の御質問にお答えいたします。工事契約書の約款の第26条のところに、賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更という約款がございまして、この中で、発注者または受注者は工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に、日本国内における賃金水準または物価水準の変動により、請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができるとありますので、1年を経過しましたら、そういったこと

に対応するというのを約款に示しております。

○委員（前島広紀君）

先ほどの野村委員の質問の追加なんですけれども、上から5行目、身障者駐車場がアルミニウム合金造、平屋建て46.02㎡、それと駐車場がアルミニウム合金造、平屋建て7.5㎡というところ、このところがちょっと、ある程度想像はするんだけど、ここを具体的に説明してもらえますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

屋根付きの身障者駐車場が2台分と、あとは駐輪場といまして自転車小屋があると。駐輪場があるということです。

○委員（山口仁美君）

今回の集約化はどちらかというと、市民の方の利便性を上げるというよりは、本庁といえますかこちらの職員の方々が連携とりやすくなったりとか、そういったことのほうが効果として大きいのかなというふうに私自身は見ているんですけれども、本庁の近くにすこやか保健センターが移転を今回してきて、各総合支所のところでも保健業務をいろいろやってらっしゃると思うんですけれども、今後の連携はどうなっていくのかな。集約化したときに例えば、今までなかなかそのオンラインでいろいろつないだりとかというの進まない現状があったと思うんですけれども、今後、長いことこの建物を使うと思うので、そういった今後を楽にしていったり効率化していくための仕組みというのは、この整備の中に入れていってらっしゃらないか伺います。

○保健福祉部すこやか保健センター所長（種子島進矢君）

支所のほうには、各市民生活課のほうに看護師の方が1名ずついらっしゃいます。そちらのほうと、検診業務でしたりとか予防接種の予診票の発行でしたりとかという業務をしていただいたりとか、保健指導と一緒にやっていただいたりとか通常の来訪、支所のほうに来ていただいたの相談業務をしていただいております。委員がおっしゃるみたいに、今、オンラインで結んで、そのような連携というのは実際行っておりません。今回の整備に伴っても、そのような部分はちょっと、今のところは検討しておりませんので、御指摘を頂きましたので、そこら辺をちょっと考えてみたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第79号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午後 1時30分」

△ 議案第73号 請負契約の締結について（R6国分北小学校校舎（20号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第73号、請負契約の締結について（R6国分北

小学校校舎（20号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第73号、請負契約の締結について、説明します。議案書の6ページをお開きください。R6国分北小学校校舎（20号棟）長寿命化改良ほか工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします

○教育総務課長（林元義文君）

議案第73号、請負契約の締結について、説明します。国分北小学校の校舎（20号棟）は、平成2年に建設され、建設後約34年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装の木質化、設備機器の更新、バリアフリー対策や屋上防水改修及び外壁改修などの長寿命化改良等を行い、教育環境の整備を図るため、国分北小学校校舎長寿命化改良ほか工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の6ページをお開きください。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、小永吉・徳田・今村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社小永吉建設 代表取締役 壺崎雄二が4億700万円で落札しました。工事概要は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積608.90㎡の校舎の柱、梁、壁などの躯体を残し、その他の部分について全て改修する長寿命化改良建築工事です。また、校舎（1号棟）と校舎（2号棟）を接続する渡り廊下（A）鉄骨造2階建て、延べ面積122.24㎡の改築工事及び今年度に完成した校舎（17号棟）と接続する渡り廊下（D）鉄骨造3階建て、延べ面積428.75㎡の新築工事も施工します。工事場所は、参考資料1の配置図に斜線で表示している部分であり、工期は、令和7年7月31日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から11をご覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

参考資料ではありますが、2階平面図の既存と改修後の図面を頂いております。既存のほうではトイレがある部分のところが普通教室ということになっているんですが、トイレはほかの棟で賄っているものと考えてよろしいですか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

トイレにつきましては、本年度建設しました17号棟に整備をいたしております。17号棟と20号棟をつなぐ渡り廊下を今年度造りますので、そちらのほうでトイレに行き来するような形で考えております。

○委員（有村隆志君）

今回、工事をされるということでございますので、当然、身体障がい者だったり、車椅子の移動だったりそういうことも考えて造ってらっしゃると思うんだけど、そういった配慮と、やはり霧島市も木材のそういった産地でありますので、腰の部分に木材を使ったり、そうなるのか

などと思いますので、そこら辺の子どもたちに優しい造りというのをどのように検討されたかお願いします。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

まず、バリアフリーにつきましてですけれども、今回、渡り廊下のほうにエレベーターを新設いたしまして、上下の行き来ができるようにしております。段差につきましてはスロープを各所整備いたしまして、段差解消をして、車椅子等も行き来できるように整備をするようにしております。木材利用につきましては、委員がおっしゃいましたように、腰壁等に木材を使いまして、極力木質化を進めるようにしております。

○委員（前島広紀君）

はい、真ん中辺りなんですけれども、工事概要は、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積608.90㎡校舎のここからなんだけど、柱、梁、壁などの躯体を残し、その他の部分については全て改修する長寿命化改良ということなんですけれども、ここで尋ねたいのは、建築後34年たってるということなんで、この柱とか梁、壁は当然34年たってるということなんだと思いますが、こういうものの残ったものを柱、梁、壁などの耐用年数、これはどのぐらいというふうに言われていますか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

RC造の建物で耐用年数というのが特に決まりはないんですけれども、今回の建物は34年たっておりますけれども、新耐震基準で建築されておまして、耐震性につきましては問題ないと考えております。また、設計時に劣化度調査等も行いまして、既存の躯体等の確認をいたしまして特に問題ないと考えております。

○委員長（松枝正浩君）

確認なんですけど、耐用年数はないというふうな答弁だったんですけど、ないということでもよろしいですか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

特に定めはありませんけれども、長寿命化計画の中で目標値として80年を目標としておりますので、それに向けて長寿命化改良を進めているところです。

○委員（前島広紀君）

余談になりますけれども、そこに、以前、エネルギー館というのがあったんですよ。それが35年ぐらいで、壁が剥げ落ちたということで、耐用年数がないということで解体して今、駐車場になっているわけなんですけれども、そういうこともありましたので今質問したわけですので、80年ということであれば、またあと40年ぐらいは使えるというふうに考えられるわけでしょうか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

一応、80年を目標に長寿命化改良を進めております。

○委員（有村隆志君）

ちょっと参考に教えてください。この学校は避難所になりますか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

体育館のほうが避難所になっております。

○委員（有村隆志君）

関係ないということですけど、この避難者が来たときのそういった施設も、どこかでか予算をつけてやらないといけないと思うんだけど、まだ工事はこれ全部終わりじゃないのかな。どうですかね。まだあるのであれば、どこかでかそういう検討していただきたいと思うんですけど、これで工事が終わりですか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

まず、避難所に指定されております屋内運動場につきましては、もう既に工事のほうが進んでおります。今年度20号棟のを行いまして、今後の計画としましては、1号棟、2号棟、4号棟がまだ工事のほうが進んでおりませんので、そちらのほうを進めていく予定です。

○委員（有村隆志君）

そのときに避難してきた人のための何かそういった施設というのは、耐震化の中で工事できるものはないですか。例えば、Wi-Fiつけるとか、発電機をつけるとか、いざというときの発電とか、LED化、なんかそのそういったもの、それとか井戸と言ったらおかしいけど、天降川小学校に井戸がありますよね。そういうのは考えてらっしゃるのか。

○教育総務課長（林元義文君）

確かに天降川小学校につきましては井戸があったと思います。国分北小につきましては今、申し上げましたとおり、バリアフリー化を進めているところであります。今、委員がおっしゃられた、バッテリーとかWi-Fiとか、そういったものを、現在、児童生徒が使う目的を主に改良しておりますので、今おっしゃられたような設備については現在ないところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないですかね。ないようですので、以上で、議案第73号の質疑を終わります。

△ 議案第74号 請負契約の締結について（R6隼人中学校校舎（19号棟ほか）長寿命化改良工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

引き続き、議案第74号、請負契約の締結について（R6隼人中学校校舎（19号棟ほか）長寿命化改良工事（建築））について審査をします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第74号、請負契約の締結について、説明します。議案書の9ページをお開きください。R6隼人中学校校舎（19号棟ほか）長寿命化改良工事（建築）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

議案第74号、請負契約の締結について、説明します。隼人中学校の校舎（19号棟及び24号棟）は、19号棟が昭和59年、24号棟が昭和62年に建設され、それぞれ建設後約40年及び37年経過しています。老朽化が著しく、修繕料が増大している状況です。このような状況を改善し、内装の木質化、設備機器の更新、バリアフリー対策や屋上防水改修及び外壁改修などの長寿命化改良等を行い、教育環境の整備を図るため、隼人中学校校舎長寿命化改良工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の9ページをお開きください。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、川原・佐々木特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社川原建設 代表取締役 塚田洋一が3億2,560万円で落札しました。工事概要は、校舎19号棟、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積1,030.69㎡及び校舎24号棟、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積380.10㎡の柱、梁、壁などの躯体を残して、その他の部分について全て改修する長寿命化改良建築工事です。また、付随する渡り廊下及び自転車置場の改修、改築も施工します。工事場所は、参考資料1の配置図に斜線と着色にて表示している部分であり、工期は、令和7年6月30日までを予定しています。各階の平面図と立面図については、参考資料2から5を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

既に幾つかの校舎の工事をしていただいて、学校の生徒のほうからも、すごく快適に気分も明るく勉強できるようになったというような声ももらっていて、また次の工事も楽しみだなど思うところであるんですが、一方で、隼人中学校は非常に敷地も狭いですし、生徒も非常に多い学校でございますので、音の問題であるとか、それから、子どもたちが学校で生活をするに当たっての狭さの問題というのは結構やはりストレスになるようです。今回工事をする校舎については、今までのような校舎とはちょっと違うので、今までほどは影響はないのかなと思うところであるんですけれども、何か新たに対策をしたり配慮したりということを考えている部分があればお示しください。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

音の問題につきましては、工事中につきましては防音シートを張るなどの対策をいたしまして、なるべく授業に支障がないような形で工事を進めていくように考えているところです。室内につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、構造躯体を残して仕上げをしていくというような形ですので、根本的にどうするというのは特にないところです。

○委員（山口仁美君）

工事車両とか今回の工事に関する作業される方々の動線だとか、車の動きとか、そういったのが安全配慮は十分なされているというふうに理解してよろしいですか。

○建築住宅課主幹兼建築第1グループ長（迫 則男君）

工事現場につきましては、工事中は仮囲いを設けまして、工事用車両につきましても1か所だけ通るような形で、生徒との交錯がないような形で工事を進めていくように考えているところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにごぎいませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第74号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 2時13分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部より発言の求めがありましたので許可します。

○保健福祉部子育て支援課主幹（小橋朋彦君）

令和3年に行われました会計検査の結果、開所時間の誤認により、児童クラブに補助金の返還を求めた事例について御説明申し上げます。補助金の返還に至った理由というのが三つのパターンがございまして、まず一つ目が、開所日に配置する支援員等の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえいけば、開所予定日には実際に開所しなくても開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解し、交付金を過大に算定して報告した事案、二つ目が複数の支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解し、交付金を過大に算定して報告した事案、三つ目が、一つの支援単位ごとに支援員等を1人配置するなどしていれば開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解し、交付金を過大に算定して報告した事案、以上の三つの事案がございまして、補助金の過大支給が発生しております。まず、これが平成28年度から令和3年度までの間に五つの児童クラブにおいて、開所要件の誤認が発生しております。28年度におきましては、三つの児童クラブで誤認が発生しておりまして、うち二つは、先ほど申し上げました2番目の事例、一つが1番目の事例です。平成29年度につきましても、三つの児童クラブで誤認の事案がございまして、そのうち二つが2番目の事案、一つが1番目の事案です。平成30年度におきましても、三つの児童クラブで誤認による補助金の過大支給が発生しておりまして、三つのうち二つが2番目の事案、一つが1番目の事案です。令和元年度におきましても3か所の児童クラブで同様の事案が発生しておりまして、三つの児童クラブのうち二つが2番目の事案、一つが1番目の事案です。令和2年度におきまして、三つの児童クラブで同様の事案が発生しておりまして、一つが3番目の事案、一つが2番目の事案、一つが1番目の事案となっております。令和3年度につきましても、1か所の児童クラブで同様の事案が発生しておりまして、一つは2番目の事案となっております。金額につきましても、平成28年度が三つのクラブで合計しまして、249万5,800円。平成29年度が三つの児童クラブを合計しまして、366万5,500円。平成30年度が三つの児童クラブを合計しまして、365万1,100円。令和元年度が三つの児童クラブを合計しまして、185万8,900円。令和2年度が三つの児童クラブを合計しまして、101万2,500円。令和3年度が一つの児童クラブで発生しておりまして、85万2,300円となっております。

○委員長（松枝正浩君）

質疑ありますか。

○委員（山口仁美君）

事案としては少ないのかなと思っていたんですけども、毎年のように3か所とかというのは、同じ学童、児童クラブではなくて、それぞれ違うところが違った基準でといいますか、先ほど1、2、3御紹介ありましたけれども、それぞれ違った理由で返還することになったということでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

返還の対象になった児童クラブは、5児童クラブになります。それぞれ事案がという部分がございますけれども、それぞれケースがございますので、同じ年に複数引っかかっていることはないんですけども、それぞれの事案で対象になっている形になります。

○委員（山口仁美君）

今の御説明ですと、平成28年から三つ、三つ、三つというような感じで来ているんですけどもこれ、通算で見ると5か所の児童クラブがこれだけ。繰り返しといいますか、同じところが何箇所かだったり、過去に遡ったものも、年度ごとで算定されているというようなことでよろしいですか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

会計検査が他自治体に入ったケースで、それを受けて、当時の厚生労働省が全体的に調査をしたものになります。ですので、補助金の確認の期間、いわゆる対象となった期間は5年間ということになっていますので、その5年間の中で該当する者に対して補助金の返納が求められたということになります。

○委員（山口仁美君）

改めて確認なんですけれども、今回、五つの児童クラブ、補助金の返還をしたという中には、急に何か、急な例えばコロナであったりとかという事由があって、やむを得ず日数が足りなくなって返還になってしまったとかいうよりは、そもそも算定の仕方とかの誤解があって、その分が指摘を受けて返還になったということではよろしいでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

対象年度が平成28年度からということになりますので、その時期、コロナ等発生してない状況にあります。2番目のパターンが一番分かりやすいんですけども、基本的に2単位設置するのであれば、4人の放課後児童支援員等がないといけない。そこを一つにまとめてしまったものだから、2人でいいと解釈していた。ただ、補助金の申請は二つ支援単位を開きましたよという申請をしている。そういうことの誤解なりますので、突発的に先ほど出てきた250日を下回るからという分ではございません。

○委員（藤田直仁君）

今、対象になった返金の、その後廃業されたところがありますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

廃業したところはありません。

○委員（有村隆志君）

金額が結構大きいのでちょっとびっくりしたんですけども。これらのことはきちっと要領と

うかマニュアルというか出していけば、起こらないことじゃないかなと思うんだけど、これは、何回も五つがやられたということは、ちょっと腑に落ちないんですけど、そこら辺は指導をちゃんとしていたというふうにお考えですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

先ほども申し上げたんですけれども、補助金については、実施要綱でQ&Aで出ております。この部分については、説明会等でも説明をしている部分がございますので、ただ、先ほども回答を申し上げたんですけれども、やはり運営とは違って、補助金というのはやはりちょっと分かりにくいところがあると私たちも思っていますので、毎年、補助金の説明会はしているところでございます。この部分については、当時確認したところ、補助金の説明をちゃんとしているということでもございました。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですか。ほかにございませんか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

1点保留をさせていただいている有村委員の御質問の件なんですけれども、すいません、ちょっとまだ鹿児島県の確認がとれていないところであります。ただ、私、午前中の答弁でも申し上げましたけれども、開所時間前に児童の育成支援に係る準備を行ったり、開所時間後に片づけや翌日の準備を行った場合、開所時間外の人件費等は、子ども子育て支援交付金の対象になりますかという問いを説明会でも説明しておいて、その回答といたしまして、開所時間外であっても、放課後児童クラブの運営に関する業務に関する経費であれば、交付金の対象になりますという回答をしております。こちらについてはもう全児童クラブに周知をしているところでございます。要綱等を見ても、運営指針に基づいた動向については基本対象になりますよと。ただし、公益性があったとしても、実施要綱によりますと、放課後児童健全育成事業と目的を異にする、異なる公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならないというふうに記載されております。まだちょっと県の回答がまだですので、ここで確実とは言えないんですけれども、このような形で今までも運用してきております。

○委員（有村隆志君）

今問題になっているその部分は、例えば、申請するとき、時間外でいついつ何日にしましたので、この分幾らという、そういう申請なのか、それともぶちこみで、申請したからこれだけだすということなのか、その根拠資料というものの提出を求めてやってるのか、そこら辺の計算の仕方を教えてください。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

申請のときには基準額が決まっておりますので、その基準額を補助金で出すという形になります。なので積算を求めているわけではございません。あくまでも補助基準額が決まっておりますので、その補助基準額の中で対象になる事業を行ってくださいという形になります。例えばなんですけれども、本市で一番多いパターンで言いますと、構成する児童の数が36人から45人の支援単位は約500万円の補助金が限度額ですよ。実績のときには、その実績を超えるちゃんと賃金を払ってるとか、報償費を払っていたりとか、経費を使ったりとかというのを確認することにな

ります。ただ、実績報告の書類というのは、全てが出てくるものではございませんので、やはりこういう部分というのは、先ほど申し上げた監査という部分で確認をしないと分からない部分というのも出てくる場合がありますので、そういうものを確認する。先ほど山口委員の質問でもございましたけれども、後になって、やはりこんだけの高額のお金を補助基準額の取り間違いで返してほしいとなってしまうと、国の制度ですので、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、補助金というのは公益性に基づいてある基準表に基づいて出しているものですから、その基準に抵触するとなった場合は、当然に補助金返納を求められることとなります。それが市民の方々から頂いているお金をもとに交付しているお金になりますので、その基準をもとにお金を払うとなった場合にその基準にちゃんと合っているか合っていないかというのは十分に見る必要があると考えております。そういう部分でもやはり、基準のお互いの認識の違いがあることによって、このような形で補助金の返納を求めることは、先ほど、児童クラブをやっていないところがあるのではないかという質問もございましたとおり、そういうところに追い込みかねないお金の金額の返納という場合も当然想定されますので、そういうことがないように市としても今後努めていきたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

もう一回確認ですけれども、認識の違いがあるということですので、500万円を限度ということとで、ということであれば、この中で500万円ぴったり請求されたら、その中には時間外の研修も入っていますよということになるということの理解ですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

繰り返しになりますが、県の最終確認がとれておりませんので、ここで絶対とは言い切れないんですけれども、今言われたみたいに、放課後児童クラブ健全育成事業とは、放課後児童クラブの指針に基づいて、それを行うために必要な経費に対して使うことができるとなっておりますので、それが先ほど言った時間外であろうと休みも時間外になると思いますので、それも含めて補助対象になると考えております。当然に研修となってきますと、なかなか支援員の数が10人も20人もいるところでしたら、その日、児童クラブを休まずに研修に行くことができるところもあると思います。決してないとは言わないんですけれども、通常の場合でしたら、休みの日に研修に行くという部分も当然出てくるとおられます。また、研修に行くことによって、放課後児童クラブを運営するときに、支援員の数が足りなくなってくると当然にそこは閉所扱いにはなりません。例えば3人いるところに2人が研修に行ってしまうと、1人で児童クラブを見てるとなりますと、そこは2人という基準を満たさないで、そこは当然閉所扱いになると考えております。それぞれを総合しますと、対象になると考えておりますが、繰り返しになって申し訳ございませんが、県の回答をもって改めての回答とさせていただきます。

○委員（有村隆志君）

県の回答というのは、最終的には、今おっしゃった、さっき説明されましたよね、読んでね。だからそれがひっくり返る可能性がありますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（村岡新一君）

私の私見であればひっくり返らないと思いますけれども、絶対とここでは言い切ることはすい

ません、御容赦ください。

○委員長（松枝正浩君）

ほかの方、よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

じゃ、これで終了いたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時38分」

△ 委員間討議・議案処理

△ 議案第70号 霧島市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第70号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第70号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

採決します。議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第70号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第72号 霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第72号、霧島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第72号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

採決します。議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第72号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第73号 請負契約の締結について（R 6 国分北小学校校舎（20号棟）長寿命化改良ほか工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第73号、請負契約の締結について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第73号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第73号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第74号 請負契約の締結について（R 6 隼人中学校校舎（19号棟ほか）長寿命化改良工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第74号、請負契約の締結について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第74号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第74号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第75号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第75号、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、委員間討議に

入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第75号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第75号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第75号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第79号 請負契約の締結について（R 6（仮称）霧島市総合保健センター建設工事（建築））

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第79号、請負契約の締結について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第79号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第79号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。しばらく休憩に入ります。

「休 憩 午後 2時42分」

「再 開 午後 2時53分」

△ 陳情第6号 放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号、放課後児童健全育成事業に関する改善を求める陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

今回の陳情者の方々は、いろいろな学童の中でも非常に工夫をしながら経営に取り組んでいらっしゃる方々だというふう感じております。そのような中で、6項目今回陳情を上げてきていただいているんですけれども、やはり、この今回陳情を出された方々だけではなくて、ほかの学

童の経営者の方々や、ひいてはそこに預けている子どもたちにも大きな影響を与える可能性がある、そういった内容でありますので、慎重に協議をしながら進めていくのがよろしいのかなというふうに思っていました。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに御意見ございませんか。

○委員（山口仁美君）

もう一点、今回、審査の中でこれ私が個人的に感じたことではあるんですけども、やはり、陳情を以前は放課後児童クラブ連絡協議会のほうから出していただき、今回はこのwithの方々から出していただいたんですけども、ほかにも事業者というのがいらっしやって、ここも、こういった事業を審査するに当たっては我々も知らないといけないことがまだたくさんあるのではないだろうかというふうに感じる部分もありましたので、この陳情はこの陳情で処理をしなければならぬんですけども、それとほかに時間をつくって現場に足を運んでみたりとか、そういったこともしていけたらなというふうに思います。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情は、本当に学童クラブの存続、まず原点が、国が始めました学童支援、この事業でやってこられた、多分その前からやっている方もいらっしやると思うけれども、そういった各家庭の子どもものしつけであったり、学習であったり、いろんな面で本来家庭が担うべきものを担っていただいている、そういう方々で、国の参酌基準、それからここではマニュアルというふうにしてありますけども、こういうものが、今回問題になりました5番目のことについても、なかなか意見が違ったり、そういうのがあるからマニュアル化してほしいということでもあるのかなあというふうに思います。それから、今まで前回の陳情でも、質の確保であったり、それから学童の経営の大変さを訴えてらっしゃるわけですけども、そのときに、市としては、学童の事業者と話し合っていくというようなくだりがあります。そういうものも含めた中で、それでも、今日の陳情では年1回ではなかなか話ができないよというようなことが言われ、また運営に関しても、放課後児童クラブの職員の支援員の要件についても、やはり学校の資格を持っていたりすると、それから、そういったいろんな資格を、みなし支援というかな、そういう方はお話がありましたように、次の職場を決めるとすぽっと抜けてしまうというような、本当にこう、大変な中でされていらっしやるのが分かりました。だから、そこを安定的にやれるような、補助できるような考えもいるのかなあというふうに思ったところでございます。ただ、その配置基準をないがしろにしてというふうには、陳情の中ではおっしゃらなかったもので、ちゃんと見る人はいるんだけど支援員がいなかったと。そういう急にいらっしやらないというような話もありましたんで、本当に現実的な陳情をされたのが今回の陳情ではないのかなあ。その中で、6番目のサマー学童にしては、やはり、まだ始まっていないけど、教育委員会もちょっと噛んだほうがよかったのかなあと思ったりもして、それから、5番目のところについては、なかなか、執行部からきちっと、どういう考え方というのはお伺いしたいんですが、またそこら辺のとらえ方が、まだ県のほうがとおっしゃったので、そこら辺の回答が来ていないのがちょっと気になるというところで、討論としては。

○委員（塩井川公子君）

今日、いろんな深いお話をたくさん聴きました。最初来られていた4団体の方のお話をずっと聴かせていただいて、なるほどなという部分もあったんですが、私は思うには4団体以外の方たちの本当の悩みとかそういったのも聴く必要があるのではないかなという思いがしました。やはり市の体制とか教育委員会の中に入ってもいいような気がしました。このサマー学童の導入、なんかすごく私引っかかったんですけど、慎重な議論を行うこととかいろいろ。4団体の方の中ではある程度共有されていても、ほかにもたくさんあると思いますので、山口委員がおっしゃったように幅広く、いろいろな意見を聴く必要も私はすごく、これから先のことですので、必要なことではないかなという思いがしました。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で委員間討議を終わります。それでは、討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

私は今回の陳情に関しまして、継続審査すべきだと思います。その理由は、今回の議案審査を陳情者及び執行部としましたが、今日のところ、この陳情を採択する不採択するに判断する材料が不足していると思います。その不足としましては、まず5番目、研修時間を補助の対象とすることで、陳情者は研修時間が補助の対象となっていないという認識でしたが、執行部は補助対象だということ。ただし、なおかつその確認を鹿児島県にしているけれども、今まだ連絡待ちであるということでしたから、この点が不明確になっていますので、今回の陳情を採択する不採択するというには至らないので、継続してそこをちゃんと明確にしてから、さらに審査すべきだと考えます。

○委員（山口仁美君）

私はこの陳情については、今回、採決をすべきではないかというふうに考えております。またそれと併せまして、採決した上で、改めてこの内容について、所管事務調査等をしたほうがいいのではないかと思います。といいますのも、今回出されてきている陳情項目6項目について今回、採決をしていくんですけども、その中で、事実と違う解釈をされている部分があったり、それから、この陳情者の方々の趣旨、思いというものが、この継続したことで変わるわけではないだろうというところがありますので、もう一旦採決してもいいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、今、宮田委員のほうから継続審査、そして山口委員のほうから採決をとるというふうな御意見が出ました。意見が分かれておりますので、まず、採決すべきかどうかというお考えの方に起立を求めたいと思います。〔継続を聴いてください〕という声あり〕継続でいいですか。継続をすべき方について、継続を望まれる方については御起立願いますか。

「賛成者起立」

はい、起立者5名。起立者5名でしたので、この陳情につきましては、継続審査ということで本委員会につきましては決定することにいたしました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点についての確認ですけれども、御意見はありますか。休憩します。

「休憩 午後 3時04分」

「再開 午後 3時04分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、委員長報告に付け加える点の確認ですけれども御意見はございませんか。

○委員（山口仁美君）

保健センターの整備についてなんですけれども、現在、警察署北側駐車場を活用といいますかそこに建設予定になっておりますが、例えば、国分中央高校の行事ごとであったり、様々な催物があるときに、北側駐車場は結構埋まってしまうような現状がありますので、健診のときなど、例えば上の子下の子、2歳児、0歳児を抱えて大きな荷物を持って移動するというのは非常に負担も大きいので、健診の際にできるだけその健診の方々が、スムーズに駐車をして健診を受けることができるように、努力できる部分があれば何か工夫をしていただきたいということをつけ加えていただきたいです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

もう一点、先ほど質疑の中でも少し触れたんですけれども、今回集約化をすることによって、集約化及びこれから長く使う建物を建てていくわけなんですけれども、それに当たって、やはり霧島市広いですので、ICT機器を入れたりしながら効率よく、そして、住民の方々に負担がかからないような形で保健センターの役割を果たせるように、今後また検討を重ねていただきたいということもつけ加えていただきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

妄想。実はMワゴンが結構、市内あるんだけど、本当にできれば、そのMワゴンも、そこにわざわざ行くのにお母さんたちが車を運転して、それよりかも玄関に横付けしてくれて降りられたらいいので、これは次の段階ですけれども、本当にそういう優しい福祉センターになるように、もうなるべく、例えば駐車場でもひししを全部つけてね、お母さんたちがぬれないように。だって雨が降る時、子どもの手を引っ張って傘なんかさせないよ、本当。だから、そういう優しいのを検討してくれというのをつけ加えてください。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。それでは今ありました、保健センターの駐車場の件。それから集約することへの市民の負担、そしてまた、今、保健センターを利用される方への利便性の向上ということで、屋根とか、ぬれないとかMワゴンも近くまでという、それはどうかあれですけど、その意見が出ましたので、これらを委員長報告としてつけ加えたいと思いますけど、文言につきましては、委員長に御一任頂けますか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありますか。休憩します。

「休憩 午後 3時08分」

「再開 午後 3時17分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、閉会中の所管事務調査についてですけれども、文教厚生常任委員会の所管事項についてということで提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で、閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

次に、その他について入ります。まず、当委員会でこれまで調査をしてきました学校の規模適正化について、市長及び教育長へ提言書を提出するということが前回の所管事務調査の中でも話をしておりましてけれども、その内容について、確認をしていただきたいというところで、皆様の御手元に、今、私が前回の所管事務調査を踏まえまして、様々な御意見が出ております。その提言の内容についてどこまでということもありませんでしたので出ている内容を、今までの調査等含めて、少し、まとめたものをタブレットに配信させていただいたところでございます。様々な御意見があると思います。あくまでも、このものについてはたたき台となりますので、このたたき台を基に、これがどのような形で提言書としてまとめていくかというところの御意見をお伺いしたいというふうに思っておりますけれども、皆さん御覧になっていただけましたでしょうか。少し休憩します。

「休憩 午後 3時20分」

「再開 午後 3時30分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、今、画面上で皆さんと、手持ちのタブレットにもあります。前面にも大きな画面での共有もさせていただいております。もとにつきましては28年度の提言書を基に今までの調査等を含めてまとめたところであります。当然まだ完璧なものではありませんので、皆さんの御意見を頂きながら、提言書として最終的に委員会としての合意を図りたいというふうに思っております。配信がなされておりましたので御覧になっていただいていると思いますので、御意見がある方はお一人ずつ発言をお願いしたいと思います。いいですか。休憩します。

「休憩 午後 3時21分」

「再開 午後 4時15分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。学校規模適正化に向けた取組に関する提言書ということで、まず提言書の中身につきましては、目的、そしてまた提言が来るということでもして、補足的なものでその背景と、委員会の調査、それから議論をしたことも含めてまとめていくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

じゃ、今、頂いた御意見をもとにまた作成してまいりますので、副委員長とちょっと話をしながら、皆様方にまた御提示させていただきたいと思っております。提言の内容につきまして、たたき台をもとに、今議論をしたところでありますけれども、提言につきましては、あり方指針の早急な見直しというところで、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、よりよい教育の実現のために見直しを進めること。それから、学校再編計画の早急な策定。霧島市が目指す教育を実現するために、学校の再編成も含めて検討すること。地域コミュニティを核として、防災、保育、地域の交流の場などの機能を維持できるよう、他の公共施設との複合化、共用化なども検討すること、児童生徒、保護者、地域、学校関係者の思いを受け止め、理解と協力を得ながら、市が主体的に判断していくこと。学校再編においては、義務教育学校や小中一貫校の視点を検討すること、これからの時代に対応できる教育環境の実現、財源確保に努め、教育委員会部局だけではなく市役所内部における他部局との連携をしっかりと図ることを求める。以上ですかね。今このような形で委員会としては御意見で出たものをまとめたものがこのような形になります。提言の内容としてはこの内容で、出していくということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではこの提言をもとに、資料のほうを再度作成しまして、また、お流しするような形でいきたいと思っております。最終本会議のほうで、この所管事務に関わる流れでこのものの報告をさせていただきます。この提言に関して何かまたありますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

よろしいですか。あと、先日の一般質問で、文教厚生常任委員会に関わるものを質問された方が数名というか結構いらっしゃったんですけれども、何か一般質問に関して、ちょっとこれはと

というようなところを感じられた方とか、ちょっとこれが気になるとかというようなところを見ておられた方いらっしゃいますでしょうか。今、見る限りでは、タブレットの中にも、一般質問入っておりますのでお聞きください。気になって調査を今後していくことがあるかどうかということも含めて、今後の中で、おそらく7名ではなかったのかなと思うんですけど。宮内議員の新型コロナウイルス対策、それから今吉議員のこれからの高等学校の在り方、それから木野田議員の学校給食、竹下議員の、今日出ておりましたけれどもすこやか保健センター、久保議員の放課後児童健全育成事業についての課題、私の子ども声を施策に反映させる、そして、鈴木議員の学校給食の徴収業務、山口議員の霧島市内でのプレイリーダー養成、プレイパーク設置助成についてということで、恐らくこれだけじゃなかったかなと思うんですが。ほかで気になるところがありますでしょうか。ちょっと休憩します。

「休憩 午後 4時21分」

「再開 午後 4時25分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き開会します。一般質問につきましては、今、画面上に表示がしてあります文教に関わるものを挙げてあります。早急にこのものをどうにか調査とかということについては特段考えていないところでありますけれども、そのような方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

はい、じゃ、この一般質問については終わります。今日、あと1点、すいません行政視察、関西、中部圏への行政視察をしたところではありますけど、残りの総務が10月に行かれるということとあわせて、広報広聴のほうもまた行かれるということで、二つが今後されるということではあります。予算の兼ね合いもあるので、執行を見ながらなんですけれども、以前お話をしていたその九州内の中で、また視察ができるのかなというふうには思っているところでありますので、皆さんまた候補地とか、こういうことを調査をちょっと行ってみたいとかということがあれば、予算の状況もお流ししながら、少し検討してもいいのかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員（山口仁美君）

ちょっと予算の残もなんですけれども、今回決算もあったりすると、ほかの委員会の行政視察が入ってきたりするので、12月までの間はなかなか日程調整が難しいのかなというところではあるので、そのほかの委員会の行った後の状況を見ながら予算がありそうであれば、以前に御提案差し上げた、例えば、何ですかね地域医療の部分であったりとか、それから、県内であると、南大隅だったかなと思うんですけど、保健師さんたちがオンラインをうまく活用しながら地域診療をサポートしているような事業もあったりするので、こういったところのお話を聴くのもいいかなと思っています。なので、今回はちょっと保留して様子を見ながら、タイミングが合えば、また1月とか、そういった時期に調整されてもいいのではないかなと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうからもありましたけれども、年度内の中でまた動けるという状況がありましたときには視察を行いたいと思っておりますので、また、御検討を皆様それぞれお考えをまた

教えていただきたいと思います。以上で、こちらから考えていました内容につきましてはこれで終わりますけれども、特に最後、皆様方から何かありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、本日の日程は終了したいと思いますけどよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時33分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩